



医薬品の通信販売規制の問題

2009年4月16日／楽天株式会社／三木谷 浩史

- 2006年以降、対前年比5割前後の伸びで推移。
- 仕事・育児で多忙な30代が、約4割を占める。
- 65歳以上の消費者も約1.4%存在し、ネット署名のコメントでも例えば82歳の方から切実な声が寄せられている。
- 会員登録上の住所は、都会・地方の別なく、全国に満遍なく広がっている。 (次頁参照)

楽天市場における医薬品の購入者数の分布



■「楽天市場」での医薬品購入者数の都道府県別分布(2008年)

1. 東京都、神奈川県、大阪府、埼玉県、千葉県の5府県で約5割を占める。

⇒人数としては大都市圏の消費者が多い。

2. 他は、全国満遍なく遍在。

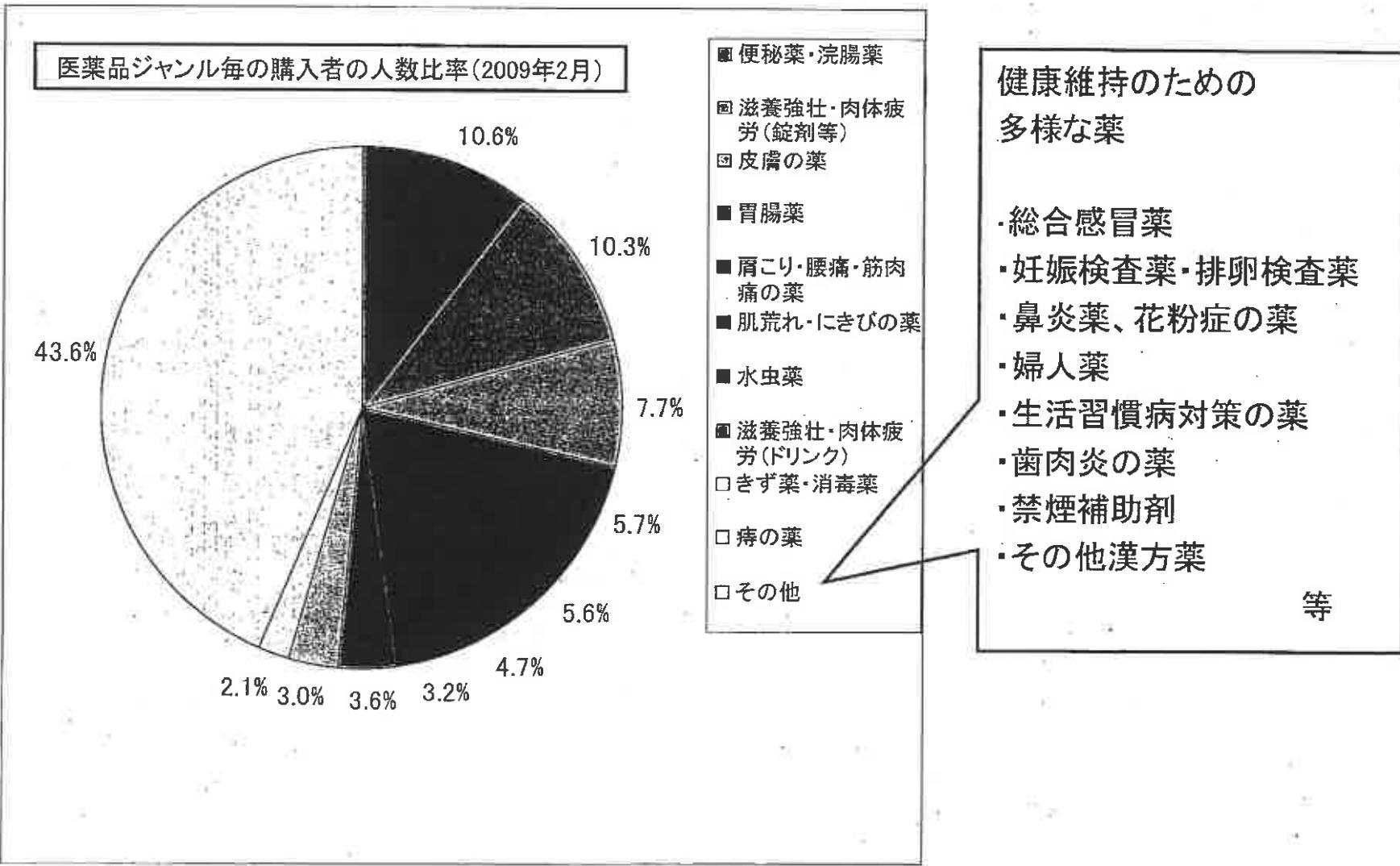
⇒地方住民もネットを利用。

順位	都道府県名	構成比
1位	東京都	19.5
2位	神奈川県	10.3
3位	大阪府	8.0
4位	埼玉県	5.8
5位	千葉県	5.6
6位	愛知県	4.9
7位	兵庫県	4.8
8位	北海道	3.2
9位	福岡県	3.1
10位	静岡県	2.7
11位	京都府	2.4
12位	広島県	1.8
13位	茨城県	1.7
14位	宮城県	1.5
15位	長野県	1.3
16位	岡山県	1.2
17位	栃木県	1.1
18位	新潟県	1.1
19位	岐阜県	1.1
20位	群馬県	1.1
21位	三重県	1.1
22位	奈良県	1.0
23位	福島県	1.0

順位	都道府県名	構成比
24位	滋賀県	0.9
25位	山口県	0.8
26位	鹿児島県	0.8
27位	熊本県	0.8
28位	長崎県	0.8
29位	愛媛県	0.8
30位	青森県	0.7
31位	岩手県	0.7
32位	石川県	0.7
33位	和歌山県	0.7
34位	富山県	0.7
35位	香川県	0.6
36位	秋田県	0.6
37位	大分県	0.6
38位	沖縄県	0.6
39位	山形県	0.6
40位	宮崎県	0.5
41位	山梨県	0.5
42位	徳島県	0.5
43位	福井県	0.5
44位	高知県	0.5
45位	島根県	0.4
46位	鳥取県	0.4
47位	佐賀県	0.3

楽天市場における購入医薬品の状況

楽R天



4

実店舗での対面購入が困難な消費者の実状

楽天

通販での医薬品の売れ筋商品に、実店舗では購入がはばかられる商品が占める割合が多い。このような消費者の意向は、「困難」には当たらないとして無視してもよいとするのは、消費者不在の議論。

■ある企業における、2008年1月～12月の年間医薬品順位(第2回検討会でJODAが提出した資料を解析)

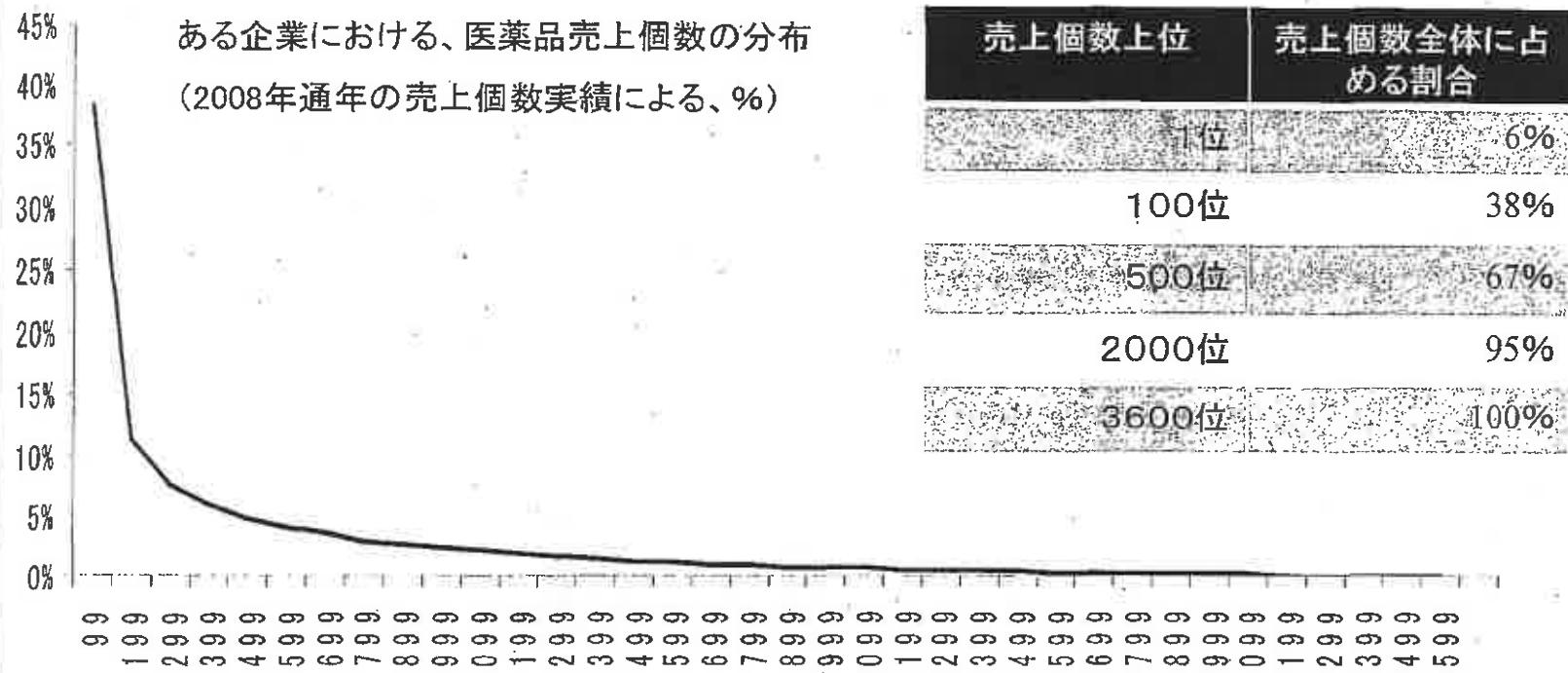
売上げ商品ベスト10の医薬品種類

売上順位	医薬品種類
1位	排卵検査薬
2位	漢方便秘薬
3位	排卵検査薬
4位	漢方以外の便秘薬
5位	ビタミン剤
6位	漢方便秘薬
7位	漢方便秘薬
8位	皮膚の薬(毛シラミ)
9位	漢方以外の便秘薬
10位	滋養強壮剤

売上げ商品ベスト100のうちの該当商品数が多い医薬品分類

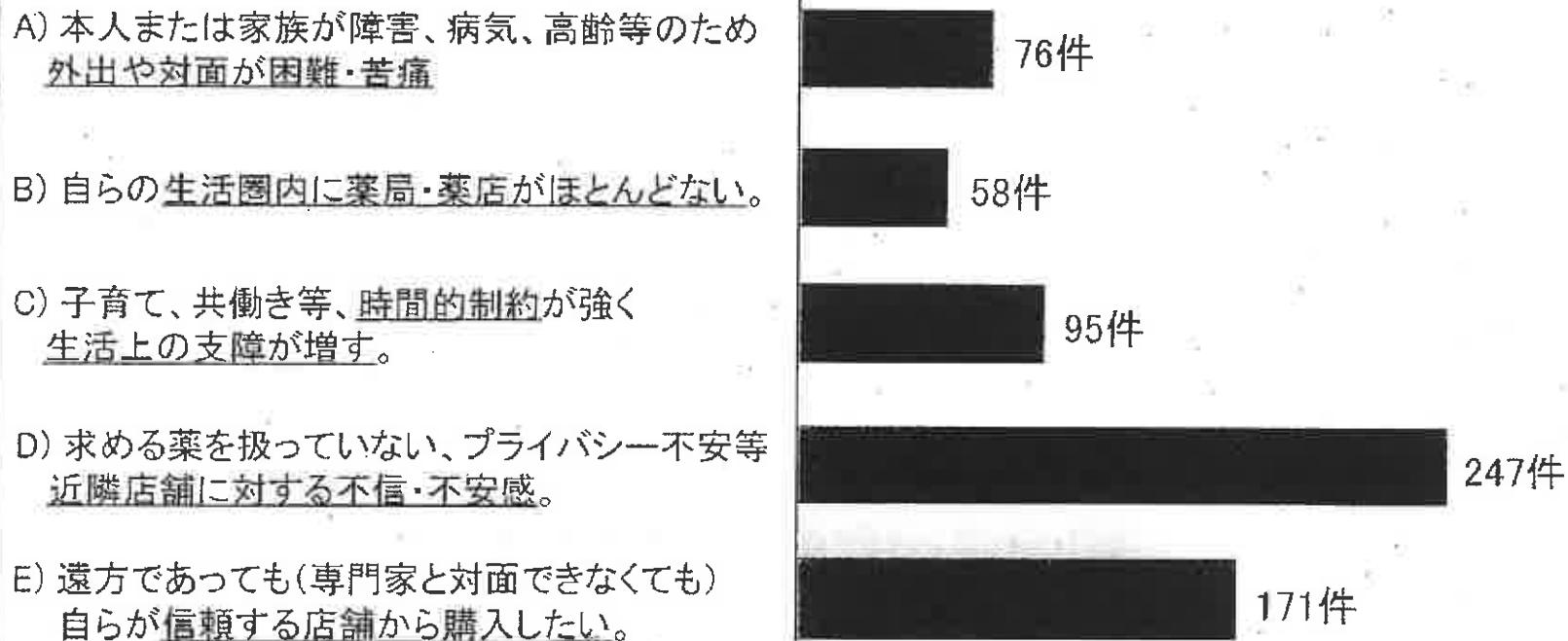
医薬品分類	商品数
皮膚の薬	18商品
便秘薬・浣腸	15商品
ビタミン剤	11商品
痔の薬	9商品
殺菌・消毒	8商品
水虫の薬	5商品
抜け毛・フケ等(発毛促進剤)	3商品
整腸剤	3商品
口中薬	3商品

通信販売は、多様な商品がまんべんなく購入されていて、いわゆるロングテールの売上分布となっており、消費者が個別具体的な事情により自分に合った医薬品を購入していることが分かる。



省令案へのパブリックコメントから分かる消費者の動向 楽天

分析対象とした329件の意見の詳細は以下のとおり。



※) 329件のうち、1項目に該当 99件、2項目に該当 154件、3項目に該当 64件、4項目に該当 12件

出所)日本オンラインドラッグ協会

(出典:第3回検討会でJODAが提出した資料2)

1 必要記載事項の周知指導

- 出店店舗に必要記載事項をあらためて周知指導中(許可番号、薬局等の管理者名、問合わせ対応連絡先などの記載)。

2 効薬の販売自粛

- 一般用医薬品で効薬に指定されているもの約30商品につき、販売禁止にする自主規制を実施。

3 個数制限のルールの確認と実効化

- 厚生労働省と日本OTC医薬品協会にJODAが個数制限のルールを確認。
- 厚生労働省の昭和62年通達で、一定成分を含む鎮咳去痰薬の内用液剤の販売量は原則1人1本にする留意事項を示していることが判明。
- ブロン、トニン等該当商品については、昭和62年通達に基づく個数制限を導入するよう徹底を開始。
- 今後、メーカーからの自主規制等のルールが確認される場合は、速やかにそれに基づく対応を実施する。
- 個数制限に関する情報共有をリアル/ネット全体を通じて今後図るべき。

通信販売安全確保に向けた6月に向けた取組み



- 使用上の注意の確認等を注意喚起する画面の導入
- 年齢認証機能の導入(18歳未満は医薬品の販売を禁止する予定)
- 各店舗が問診表の記載を行う

(1) インターネット販売等における責任の所在

責任の所在・過失の有無の検証

・販売継続を求めている通信販売は、許可を受けた店舗において、専門家が対応しており、販売経路が異なるのみ。その意味で実店舗における店頭の対面販売と同様。

場の提供者の責務

・場の提供者は、販売当事者ではないので契約当事者の責任は有しないが、消費者が安全安心に通信販売を利用する環境を整備するための所要の対応を実施。

(注) 経済産業省が既存の法律の電子商取引分野への適用の解釈を明らかにした「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」において、モール運営者の責任は整理されている。それによれば、契約当事者ではないので個別の店舗との取引によって生じた損害について、モール運営者は、特段の事情がある場合を除いて原則として責任を負わないとされており、責任を負う場合があり得る特段の事情の事例も記述されている。

(2) 個人認証

個人認証のあり方

- ・個人認証とは何を指しているのか不明確。
- ・個人を特定できる情報を把握することを言うのであれば、配送先を指定するので、匿名で購入できるわけではない。
- ・年齢確認については、業界ルール案で提案をしている。

(3) インターネット販売等における情報提供・相談対応

履歴

・楽天市場では、各店舗が、自分の顧客について、誰が何をいついくつ購入したかを確認できる。

双方向のコミュニケーション

- ・電話、メール、ファックス等を使ってきめ細かく双方向で対応。
- ・ネット署名のコメントでも消費者からメール等でのきめ細かい対応に感謝しており、メールのほうがじっくりと読めて判断できる等のコメントも寄せられている。
- ・使用上の注意の内容の所在を示して理解したかを確認するボタン等を購買過程において設けて確認する手法を業界ルール案として示している。

(3) インターネット販売等における情報提供・相談対応

購入後の相談対応

- ・現状でも、電話、メール、ファックス等で相談を受けている。業界ルール案でも、相談先の明記も書いてあるので、相談を受けられる体制を確保する。

(参考)3月4日開催の消費者・事業者を集めたフォーラムでの発言

・事業者

ネットのほうがメール等を通じて対面よりも本音を聞けるし、詳しい症状もメールで送ってくれ、返信メールを夜にすることも多々ある。ネットの方が消費者の反応をじかに感じ取れる。

・消費者

水虫薬をネットで購入している。メールで患部の写真を送って疑問点等をいろいろ聞いている。ネットはバックアップ体制がすばらしい。

(3) インターネット販売等における情報提供・相談対応

副作用の報告

・ネット販売も、薬事法の許可に関わる店舗を有しており、薬剤師・登録販売者がいるので、ネット販売特有の事情があるわけではない。

専門家の情報提供の確認

・業界ルール案において、薬剤師・登録販売者の氏名などをウェブ上で表示することをルール化する。これにより、悪質事業者が虚偽の表示をしても、薬剤師の情報を載せた官公庁のウェブ情報との突合せ等や当局のパトロール等により虚偽の表示は発見でき、一定の抑止効果が働く。

・そのほか、業務手順書の公表等による販売業務の見える化、業界による監査等を組合せていくことにより、専門家が実在しない違法サイトの淘汰を促進していく。

(4)年齢・使用対象者等が限定されている医薬品の販売

使用対象年齢が限定されている医薬品の販売

- ・年齢申告を踏まえた販売可否の判断の実施、18歳未満の者には一律医薬品を販売禁止するといった措置、問診表でのチェックが考えられ、業界ルール案を提示している。

使用対象者が限定されている医薬品の販売

- ・使用者の状態を把握し、禁忌事項に該当するかどうかを確認する仕組み(チェックボックスの活用等)を導入することを業界ルール案として提示。

(4)年齢・使用対象者等が限定されている医薬品の販売

安易な購入、不適正な使用、悪用

- ・対面による抑止力がないというが、配送先を指定しないといけないので、匿名で買えるわけでは無く、抑止効果がないとの指摘は当たらない。

過剰購入、大量購入対策

- ・個数制限については、厚生労働省のルールに基づき実施することを提案。
- ・昭和62年・厚生労働省通達に基づく制限を導入するよう取組みを開始。

資料集

2009年4月16日／楽天株式会社

目 次

1. 厚生労働大臣へ4月10日に提出した要望書	1
2. 「電子商取引準則」におけるモールの法的責任の記述	33
3. 要望書	
① 社団法人広島市視覚障害者福祉協会から厚生労働大臣 への要望書	37
② 広島市視覚障害者情報支援センターから厚生労働大臣 への要望書	38
③ NPO法人フローレンスから厚生労働大臣及び 本検討会委員への要望書	41

(注) 上記1.の要望書の別添2として、消費者からの手紙があり、
消費者本人の名前及び住所の一部が記載されていますが、当社
より、公開につき本人のご了解を取っております。

2009年4月10日

厚生労働大臣
舛添 要一 様

一般用医薬品の通信販売の継続を求める要望書

【販売事業者（団体）】

医薬品ネット販売推進協議会
NPO法人日本オンラインドラッグ協会
社団法人日本通信販売協会

【インターネットショッピングモール運営事業者】

ヤフー株式会社
楽天株式会社

【有識者】

インターネット先進ユーザーの会

一般用医薬品の通信販売継続につきまして、消費者の方々などから、通信販売継続を求める署名100万筆をいただきましたので提出するとともに、改めて下記の事項を強く要望いたします。

署名の際に約4万件のコメントをいただきしており、その一部を別添しております。また、大臣宛に消費者よりお手紙を頂戴しており、それも別添しております。通信販売継続を求める国民の切実な声が記載されておりますので、是非ともご一読ください。

なお、我々は、一般用医薬品の通信販売に関する安全な環境の整備と国民健康維持のための努力を引き続き続けていきます。

【要望内容】

6月1日以降、一般用医薬品の購入に困難が生じ、国民一人一人の健康維持に支障をきたす恐れがないよう、6月の制度施行前に通信販売の継続を可能とする省令の再改正を要望します。

【理由】

省令案に対するパブリックコメントや署名の結果を踏まえると、大多数の消費者が通信販売継続を強く求めていることは明らかです。6月1日以降通信販売が中止された場合には、一般用医薬品を通信販売で購入して健康を維持している方に重大な影響が生じてしまうことになります。

大臣のご指示により現在「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」（以下「検討会」という。）が開催されており、次回以降の検討会でそのような方々に関する議論が詳細に行われることとなっておりますが、検討会に提出された配置販売等による医薬品の

購入が困難な方への代替策はコストや物流など様々な点で実現可能性が全く検討されておらず、誰も具体的な根拠を上げることができない状態です。

現在の代替策では「全ての国民に平等に安全に医薬品を届ける」ことは担保されておらず、検討会でもその指摘がなされています。

(配置販売等の代替策で解決できるとするのは不可能である主な理由)

①配置販売で対応との代替案に対する疑問

- ・配置の現状（配置従事者の状況、品目数、訪問頻度等）や医薬品の流通構造から考えると、配置でニーズをカバーすることは極めて困難。
- ・消費者からも、現状の配置の品揃え・回数への不満、その他訪問販売形式等に対する懸念（押し売りなどのトラブル）が示されている。

②親族等の購入代行との代替案に対する疑問

- ・代行してくれる方がいるとは限らない。
- ・本人の状況を正しく伝えられるか、本人の状況・感覚を踏まえ、専門家からの質問に対し正しく答えられるかという問題点があり、十分なコミュニケーションができるとは言い難い。
- ・本人が自ら購入したいという強い意思がある。

③介護事業者等の付添い対応との代替案に対する疑問

- ・日本の介護事業者的人材不足の実態などを踏まえておらず、実効性が無い。
- ・多くの要介護者は限られた資金でやりくりして生活しており、経済的負担も高まる。
- ・重度障害者の場合は、そもそも外出が困難である。

④取寄せ対応との代替案に対する疑問

- ・自分に合った特定の医薬品を探し出して健康維持をしている消費者が多数いる。現状の流通実態を踏まえると、取寄せでカバーはできない。実際、現状でも取寄せを断られたとの声が届いている。

⑤消費者の中には、実店舗店頭での対面購入が困難又は強い抵抗を伴う方（聴覚・視覚障害者、対面購入がはばかられる商品を購入する者等）があり、そのような者の意向は無視されてしまう。

以上のような現状を前提としますと、現在、検討会においては、通信販売事業者から安全に医薬品を届けるための業界ルール案を提出し説明しているところですので、「全ての国民に平等に安全に医薬品を届ける」という国民の生命身体に関わる重要な利益を「現実的に」実現するためには、業界ルール案に基づく安全策を確保した上で通信販売を継続することが必要不可欠であると考えます。

以 上

【添付資料】

資料1 署名の際に消費者から寄せられたコメント

資料2 消費者から厚生労働大臣へのお手紙

別添資料1

一般用医薬品の通信販売に関する消費者の声

○一般用医薬品の通信販売の継続を求める署名欄での自由コメント記入欄への書き込み(誤字等はそのまま)。

【育児中の方の声】

コメント
今日のニュースでみてびっくりしました。我が家は 子供が3人。下の子は2歳で、買い物へいく、見つける、帰るという動作が大変です。今まで、ネットで購入していましたので、買えなくなると、とても困るので。家では 一大事!なんとかおもいとどまつてほしいです。
子供がいる家庭では買い物になかなか出られないときがあります。そういったとき薬が買えないのは大変不便です。
育児中で買い物時間が限られている中、こういった必需品が購入できないと不便になります。こういう育児に対する障害が少しずつ積み重なることで、二人目は無理だな等の少子化への傾向を後押しすることになると思います。
仕事をしていて、子供も小さいのでネットでの買い物がとても便利です。薬もネットが購入する事もあり、購入できなくなるのはたいへん困ります。
小さい子どもがいる家庭などは、直接薬局まで足を運んでゆっくり薬を選ぶ時間もありません。ネットで医薬品を購入できるメリットは多いです。もっと個々の生活状況について考えて欲しいと願います。
子供がいて自由に外に買い物に出られない時期、また、雪が降って出られないときネットショッピングで玄関先まで必要なものを届けてもらいたくても助けられました。人には言うのが恥ずかしいものなど、特に薬ではあると思います。ネット販売中止は絶対に反対です!!また、販売禁止にされる商品は店頭でも買ったことがあります。薬剤師に質問したり、また、勧められたり、注意を促されたりされたことはありません。お店に出向かなくてはいけない分手間があるように思われます。質問ならメールでのやりとりで十分です。

分ですし、電話もできるわけですから、店頭販売などにが違うというのでしょうか?理解に苦しむばかりです。

自営業で長時間労働のうえ、子供が3人いて、超多忙です。常備薬がネットで買えないと、非常に不便です。よろしくお願ひします。

乳幼児二人の子供を持つママです。子供二人を連れて買い物に行くのは本当に大変です。買い物はできるかぎりネットですませています。どうして薬だけなのでしょうか?簡単に禁止するのはおかしいと思います。政治家の人は自分がネット利用なんてしないから簡単に禁止するんでしょ?もっと当事者の目線で考えて欲しいですね

現在ネットで薬を買えることは大変ありがとうございます。小さい子供がいて、薬局に行ってゆっくり薬剤師さんに相談したり、じっくり裏書を読んだり、価格を比較したりすることが困難です。ネットの薬屋さんでは、丁寧な説明書きと、価格の表示、さらに使用した人の感想まで見ることができます。24時間好きなときにじっくり考えて購入できる利点はすばらしいです。このシステムがなくなると本当に困ります。もちろん大量に服用すると危険であったりするお薬は面談して購入する必要はあると思いますが、一般的に副作用に危険が少ないお薬は規制しないで欲しいです。また、近所の薬局では取り寄せなくてはいけない薬もネットではすぐに購入できます。一度薬局に行って、この薬はありますか?と聞き、お取り寄せですね、と言われて、また出直しになるのは街まで車で30分もかかる地域に住んでいる私には大変苦痛ですし、ガソリン代もかかって、エコでもありません。本当にこの規制をあらゆる方面から検討しなおしていただきたいです。

【働く方の声】

コメント
共働きで仕事に朝早く出て、遅くに帰宅しているので、なかなか買い物に行く暇がありません。
私は夫婦です。二人共、毎日仕事で帰りは遅いのでなかなかドラッグストアの営業時間にお店で薬を買うことができません。ネットで買えるのはとてもありがたいことです。ネットで医薬品が買えないことになると困ります。どうかお願ひですから、そのような法改正を行わないでください。
夫婦は共働きで薬局が遠いから不便です。薬局より通販が希望指定時間も取れるし、夜中でも配達してくれます。
共働き・育児で買い物も大変です。ネットでは、自分の都合に合わせて購入できるし、お店では買い物に商品も気軽に購入できよく利用しています。決してコンビニがネット通販の代わりになりません。コンビニで取り扱う商品はどうせ有名メーカー売れ筋商品ばかりで価格も定価販売に決まっています。ネット通販禁止に断固反対します。
共働きで子供も3人おり、夜に一人でネット上でショッピングできるというのは非常に私のようなものにはありがたいです。全てがいいことばかりだとは言い切りませんが、やはりたよりにしているものもありますので、禁止は困ります。
共働きで小さい子供のいる家庭では、中々置き薬も頼めませんし是非ネット販売という選択肢を残しておいてもらいたいと思います。
共働きの為、ネットの薬局は大変重宝しています。このような規制をする前に、「合法でない薬物」の取り締まりなどを優先すべきではないでしょうか。お抱え運転手がついているお役人さんと違って、私は自分の足で買い物をせねばなりません。「あなたとは違うんです。」この規制は、まったく理解できません。
夫婦共働きの私たちにとってネット通販は必須のサービス。健保組合からの斡旋販売だって利用しますけど、対面しないし、手渡しもされませんよ。どうしてネット販売だけ迫害されるの？
我が家は共働き＆高齢者（軽度の要介護者あり）との同居という事情からネットでの購入をよく利用しています。ネットでは実店舗では見つけきれないものが買えたりや効能なども詳しく知ることができるというメリットがあります。世の中いろいろと便利になってきているようで、実際はなぜかこの頃は不便を強いられることが多くなってきたように思えます。

薬局で本当に自分に合う薬を探したくても素人が店に来店して考える時間なんてたかが知れています。そして、勧められるままに「じゃあ、それを」となるのが日常の薬局での様子なのです。それがネットだと、確かに実店舗の薬剤師さんのお話も参考にはしますが、更に時間をかけても自分が試してみたい別の薬の成分もじっくり検討して選ぶことが出来るんです。それは個性それぞれの「人間」として大切なチョイスだと思います。また、知人に薬剤師さんがいますが、やはりその職業の方も人なのです。どうしても、その方の好みやクセでいつも同じお薬を誰にも勧めるというのは確実にあるように思います。なので私は時間をかけても自分や家族の身体に必要な成分の薬を自分で選んでネットで買いたいです。それに、子どもが数人居たり、共働き家庭ですと本当に外を私用で歩き回れる時間などほんとうに取れないものなんです。ネットで薬が買えなくなるのは現代人の生活に支障をきたすことになると思います。今のまま買えることを願います。

ネットで購入できないと、困ります。共働きで、子供も保育園通いで、帰宅時間帯などに、希望の薬を購入することが非常に困難です。また、希望の薬が近所の薬局で販売されていない場合もあり、ネット購入が頼みの綱です。

働く主婦にとってネットで薬を買えなくなるとはとても困ります。

仕事で帰りが遅くなって、なかなか薬局へ行けないこともあります。ネットで薬を買えるのは本当にありがたいのです。規制をかけて、薬局を守るよりも、薬局にネットショップを経営する知恵を与えるなどの施策を講じるべきではないでしょうか。それが本当の経済の活性化につながると思います。

朝早く夜遅い仕事をしているので、薬局・薬店が開いていなく、行く時間がありません。インターネット販売がなくなったら本当に困ります。切実に現状の販売内容を希望します。

【実店舗での対面購入に抵抗のある方の声】

コメント
以前、店頭で貰うのが恥ずかしいような商品をネットで注文したことがあって、その時ほどネット販売の有り難味を感じた事はありませんでした…。ネットで医薬品を貰えなくなるのは困ります。
妊娠検査薬や排卵検査薬は薬局で貰うのがはずかしいと妻が言っていて、インターネットを利用して購入しています。販売されている薬は正しく使用すれば、人に寄をまるで与えないものなので、ネット販売を規制するのはおかしいと思います。
やはり、水虫薬は貰うのがちょっと恥ずかしいものです。通販で購入できないのは精神的苦痛をともないます。購入できる医薬品の見直しをお願いします。
人前で貰うのが恥ずかしい薬があります><。妊娠検査薬やその他お尻に関係する商品など。私は女ですが、薬局などのレジの店員さんが男の人だったら余計に恥ずかしくて貰えません。その結果、貰えないまま月日が経ち、状態が悪化や発見の遅れが出たらどうなるのでしょうか?また、外に出れない人もいます。お願いですから…存続を希望します。
私は酷い便秘症で下剤がかかせません。近所の薬局は男性の薬剤師が多く、いつも下剤ばかり貰うのは女性としてはかなり恥ずかしいものです。人には諸事情により対面販売を避けて購入したい薬品も多々あることを理解してほしいです。
人に言えない、言いたくない——恥ずかしいと思っている。病気には人それぞれの気持ちも深く関わってきます。とても繊細な問題だと思います。人目にさらされる恐怖を感じている人が多いのも事実あると思います。そんな中、ネットで貰える自由があったのに、それがなくなるのは憂うべき問題だと感じました。制約が発生したからこそ生まれる閉塞感もあると思いますし薬を貰うのが苦痛になってしまう方もいらっしゃるんじゃないでしょうか?そういった意味でも、規制はしつつもネットでの薬購入の自由は確保していただきたいと思いましたので、署名させていただきます。
薬局では店員さんなどの後ろにあって自分では取れないが、薬の名前を店頭で言うのもちょっと恥ずかしいというようなモノはインターネットで買っています。普通に取れる場所にあってもモノによってはその場に立ち止まりよくよく内容を読んだりといふことも恥ずかしいかなと思うこともあります。でもやっぱり効能・使用方法などはきちんと読んで納得してから貰いたいものです。また仕事が終わる時間には薬局も閉まる…ということもよくあるのでインターネットで貰えなくなると色々困ります。

【対面購入が困難な聴覚障害者の方の声】

コメント
私は聴覚障害者です。実店舗での様々な対面販売では話が聞き取れず、説明してもらっても意味が分かりません。対面販売を極力避けたいのが生活の実情です。聴覚障害者にはネットでの買い物が、完全バリアフリーなのです。製造元や販売店の商品説明を読んで理解し、実利用者のクチコミやレビューがとても参考になります。聴覚障害者への筆談・説明書配布・静かな個室面談等のバリアフリー化が実店舗でなされていない現状では、非常に困難を要するのです。
私は聴覚障害者ですので、薬局で対面購入が難しい。ネットで薬が購入出来なくなると筆記用具で面倒な交渉をしなくてはなりません。どうかこれまで通り薬などのネット販売を続けていくようにして下さい。
私は、両耳補聴器利用している難聴者です。店頭のくすり屋で貰う時、話が聞き取れなく困った思いを何度もしています。それで、ネットで貰うことが出来て嬉しい、それを規制ですか?反対です。何も問題ないじゃないですか?店で貰うと、無理矢理、高価なものを買わされるので反対です。

【障害者及び障害者のご家族の方の声】

コメント

論外です！我が家は後期高齢者と身体障害者の世帯です。医薬品を必要とするのは、我々弱者です。外出するにも「自立支援法」なる悪法の御陰でお金を払って人を頼まないと購入できません。現在はインターネットを介して必要な医薬品を購入することができる、何とか薬の入手に頭を悩ます事無く必要な物を、必要なときにネットを介して購入できております。ネットを介して購入出来なく為ることは「生活権の侵害」以外の何者でもありません。弱者無視の省令には断固抗議致します。

下肢障害者1級第1種(要介護者)です。ホームヘルパーにお願いいたくない物などもインターネットの普及で生活しやすくなったり現在の進歩に逆行するかの様な行政の勝手な言い分にいい加減我慢が出来ません。苛めですか！？是非見直してください！！

私は聴覚障害者です。実店舗での様々な対面販売では話が聞き取れず、説明してもらつても意味が分かりません。対面販売を極力避けたいのが生活の実情です。聴覚障害者にはネットでの買い物が、完全バリアフリーなのです。製造元や販売店の商品説明を読んで理解し、実利用者のクチコミやレビューがとても参考になります。聴覚障害者への筆談・説明書配布・静かな個室面談等のバリアフリー化が実店舗でなされていない現状では、非常に困難を要するのです。

私も妻も障害者でめったに買い物にいけなく薬局で対面販売しかだめだとしたら非常に困ります。買い物にいけない人は極端に言えば病気のまま死ぬと言う事と同じくらいに思います。そのような人の事を考へて下さい。

私自身パニック障害で外出が出来ない状態なのでネットで買えないと困ります。

私は膝に障害を持つ主婦です。毎日の買い物にも事欠く状態で、ネットでの医薬品はよく利用させてもらっていました。薬局はいつも行くところからは少し離れていること、欲しい商品がない事で、ネットでの医薬品購入を本当に重宝していました。私が住んでいる場所は都会ではなく、そうそう薬局もありません。また私のように障害を持っていると、何かが欲しくても、思ったものを手に入れるのにすごく苦労します。現代はネットの時代となり、私のようなものは本当にありがたいと思っていました。高齢者や障害者や弱者を守るはずの厚生労働省がこのような思いやりのない行動をとることに本当に憤りを感じます。断固として抗議します両下肢機能障害を持つ、私は大変困ります。

先日家内が出産し、家内は妊娠のときから現在新生児をかかる状況で、運転免許がありません。そんな時にネットで薬が買える

ので助かりました。また父は身体障害者で、一人では20メートルほどしか歩けません。薬は家族が介護して医者へ連れて行ける時かネット通販に頼っています。こういった弱者救済のためにも規制を緩和するならともかく、規制を強化するような政府に憤りを感じています。

精神障害年金で暮らしております。外出がままならない生活状況です。そこで1類医薬品及び2類医薬品のネット販売が禁止されると、薬が買う手段がなくなり日常生活に多大な支障をきたします。薬事法施行規則改正案に断固反対します。

身体に障害を持っているので、自分で買いたく行くことが出来ません。インターネットで買えることはとてもいいです。是非、購入出来るようになってほしいです。

障害者なので医薬品のネット販売がなくなると薬の入手が極めて困難になります。厚生省は障害者や病人に深い気遣いを示してくれると言っています。

重複障害児を抱え、薬局へ薬を買いたく時間がなかなか取れません。ネットで薬品が購入できなくなるのは本当に困ります。障害者を抱えた家族の困難を理解してください。

障害を持ってる身体で体が不自由で買い物も余り外へでて買えないでネットだったら何時の時間でも気にしないで買えることができるので大変便利です。もし中止になると、中止になるのは嫌です。絶対に反対します。

障害をもった夫の介護で買物もゆっくり出来ない状態なので、ネットでお薬を買っていました。それが出来なくなると困ります。

障害があり外出が出来ない為、買い物はすべてネットで買っています。

肢体障害の為、一人での外出が出来ません。ネットでの薬の買い物が無くなれば、大変困ります。どうか、健常者だけの事だけを考えずにご配慮お願いいたします。

私は体が不自由で言語障害も重いので、店頭で買うのが難しくネット購入を大変重宝しています。ぜひとも継続していただきたい。

私は聴覚障害者ですので、薬局で対面購入が難しい。ネットで薬が購入出来なくなると筆記用具で面倒な交渉をしなくてはなりません。どうかこれまで通り薬などのネット販売を続けていくようにして下さい。

店頭で買いたい薬(水虫やインキンタムシの薬等)はネットで買えないと不便です！また、障害者(私もその1人です)や病気で動くのが不便な人は、ネットで薬が変えなくなると非常に困ります！！

薬もサプリメントも障害者にとっては必需品です。規制をかけるにしても何かしら対策するべきだと思います。

障害者なので買い物に自由にいけません。ネット販売は継続して欲しい。

まさしく田舎に住み、障害があり、外出が困難な私にとってネット販売は医薬品を買うために欠かせない存在です。交通弱者にとって医薬品を購入する手段を取り上げないで欲しいと思います。よろしくお願ひします。

私は体が不自由で、車の運転も出来ませんので、ネットショッピングが頼りです。偏頭痛があり、痛み止めをネットで買えないとなると、私にとっては死活問題です。私のような者も結構いると思います。医薬品のネット販売が続けられる事を強く願っております。

私は精神的な病を持っていて、いつも体調が良く外出できるわけではないため、薬も含めていろいろなものをネットで購入しています。薬を買いたくても薬局やドラッグストアが営業している時間に必ずしも行ける訳ではありません。私と同じように外出できずにネットで購入している人はたくさんいると思います。また、近所のドラッグストアや薬局でいきなり今まで飲んでいた薬が取り扱いがなくなってしまったりして、手に入らず困っていた時にネットで検索したら購入できたということもありました。お店によっては置いている薬はバラバラ。だけど、ネット上ではたくさんのお店があるので、検索すれば見つけて買うことも可能なんです。それにコンビニで医薬品を置いたとしても…私の家は東京都内ですが、駅前にしかコンビニもドラッグストアもないので大して利便性は変わりません。以前は時間も休みも不規則な仕事をしていましたのでそういうときにもネットで購入できるのは助かりました。帰省しなければいけない理由が全くわかりません。他に規制なくてはいけないことはもっとあるんじゃないですか？なぜネットでの薬の販売がターゲットになるのでしょうか？今の便利な状態を変えないでください。それより、もっと違うことに税金を費やし、議論に時間を費やすでください。

私は進行性の下肢障害者です。足が不自由なので買い物がとても大変です。薬に限らず、ネットでの買い物は生活の一部です。一言規制と言っていますが、子どもたちに有害な情報や、品物などを優先的に規制していただきたいです。優先順位が違うのではないですか？とても納得できません。

私は身体障害者です。外に出られませんネット販売がなくなると大変困ります。

私は身体に障害があるため好きな時に好きなように買い物を楽しんだりも出来ません。それだけだけにネット販売は非常に生活にはかかせないものです。医薬品の販売を出来なくされてしまうと直接買えない方や時間のない方にとって非常に不自由になります。是非ネット販売の継続をお願いしたいです

私は障害者なので外に出る機会が少ないので、薬をネットで買えなくなるのは困る。

私は障害者で車の免許を持ってなく、コンビニや薬局まで歩いていくなんてことができない私も含め、そういう方々のためにも早めに薬を飲みたくネットで買いたい。家に薬が届かなくなるというのは救急車のたらい回しと変わらないのではと思います。皆さんは健康で病気になったら考えるとおっしゃる方が多いですが、病気になってからでは遅いのです。

私は障害者です。外出しないでかぜ薬などが購入できるのは、とても有難く、かつ、必要としています。

私は障害がありなかなか外出の機会が無く、悪くなってしまうと遅いのでネットを利用して身体の調整をしています。薬の内容によっては他人には頗りにくい物もありますので、何とか現状維持をお願いします。

私は視覚障害者です。画面を音声で読み上げてくれるソフトを使えばネット閲覧ができます。ですから、薬も自力で効能等比較しながら選ぶことができます。でも店頭販売のみになってしまったそれができません。商品の表示が見えないからです。お店の人があげてくれるものを買はしありません。また、対面で買うのが恥ずかしい薬でも、店頭販売ではいちいち聞いて探してもらうしかないので、ネット販売の「方が」安全、便利、快適な人間もいることを分かってほしいです。

私は右半身が動かず、身体障害者3級ということで日々過ごしております。私みたいな人間にも厚生労働大臣は「いちいち買に行け」と、いうのでしょうか？

私ども夫婦はともに視覚障害者です。近所に薬局がなく、常備薬はすべてネット購入しています。また、薬局へ行けたとしても、薬の内容や用法をその場で把握し、記憶しておくのは厳しい状況です。その点、ネットでは、薬の情報を保存しておくことができ、非常に助かっています。ネット購入ができないと非常に困りますので、現行のままネット購入制度を存続して頂きたいと思います。

現在 76歳男、体に障害あり、このような規制は弱者切捨てです。決して許されません。

仕事が忙しく終電での帰宅が日常で土日も働いている私にとって車椅子の両親の薬入手する方法はインターネットしかありません。両親は二人とも介助がなければ自力で車椅子は運転できませんし障害者の二人に必要な薬は一般的な薬ではないので今後はあちらこちらの薬局を、仕事を休んで捜さねばならないと思うと憂鬱です。この、介護者の呼びを是非お届け下さい！！！

我々障害者は思う様に動けないので、

近所の薬局では揃わない物が、ネットで購入出来る事は、とても便利です。店頭に薬剤師に聞いても、キチンと答えられない現状から、自分で医学を学びました。ネットだと、細かく表示され、判らない所は何度でも質問が出来ます。また、親が高齢で、自分自

身は障害者の為、車の運転が出来ません。遠くの薬局しか、入手出来ない漢方の薬が、ネットでは自宅で購入出来ます。全てを禁止にされてしまうと、生活が不便になってしまうので、どうか今まで通り、購入出来るようにして欲しいと思います。宜しくお願ひ致します。

わたしは障害者です。なかなか外出することもできず、必要な物はインターネットを通して購入したりしています。もちろん、人に頼んで買い物をしてもらう場合もありますが、やはり、他人には頼みにくい物もあります。もし、医薬品等がインターネットで購入できなくなつた場合、大変困ってしまいます。健常者じゃない者もインターネットを利用していることをどうぞ忘れないでください。医薬品ネット販売の規制には、断固反対します!!

我が家は知的障害を伴う重度の自閉症児を持つ家庭ですが、その子供に係る時間の多さから、時間を気にせず都合の良い時間に希望する【薬】を受け取れるメリットを今現在ネットショッピングで享受しています。これが今後不可能となれば我が家では大問題です、妻が看護師で【薬】についての知識は十分で安全に使用している何の問題も無いものまで禁止してしまうのには抵抗があります、是非とも法改正を再考して頂くようお願い申し上げます。

化学物質過敏症です。外に出るのは大変なんです、そしてドラッグストアに買い物に行くのはもっと怖い。店舗内は、空気が悪く体調がまるまる悪くなります。どうか、ネット販売を続けてください。よろしくお願ひします。

これから高齢化が進むのは事実であり、もしもの時のことを考えると、24時間買えない場合どうするのか非常に難点な所があります。私も精神障害3級をっていますが、突然の時応急処置に困ることがあります。是非とも常時薬の購入ができる様に持つてほしいです。

ネットの薬は成分等詳しく、よく調べて比較してから買う事ができとても助かっています。正直言って近所の薬局で買うのより安心なくらいです。また、私は体が弱く障害のある娘が二人いるので殆ど外出できないので、ネットの薬屋さんがないと困ります。ネットは、後10年もすればネットを使いこなす高齢者も急増し、高齢者が自活するための大きな力になると思います。厚生労働省はただネットを禁止するのではなく、皆がネットを(薬に限らず全てにおいて)より快適・安全に使うための方法を追求して欲しいです。

「医薬品を対面販売できない」「医薬品を手渡しできない」という理由だけでは、医薬品をネットで購入できる多くのメリットを上回るリスクとは、考えられません。厚生労働省は、ネットでの医薬品販売を規制する前に、もっと検討すべき事項があるのではないかですか?私は特に、精神障害者に対する福祉をもっと充実してほしいです。私の様に、外にもほとんど出られない精神障害者には、ネ

ットで医薬品が買える事がどれほどありがたい事か、厚生労働省の方々には、自分の身になって考えてほしいです。

2級の障害者で内臓疾患と四肢の障害を抱えています。昼間は仕事があることはもとより、働きながら買い物をすることも年齢的なものもあるのか、体力的な限界を感じ始めております。私の場合今はなんとかまだ両親が健在なため、家族の支えでなんとか生きていますが、良い状態を保っているといわれる私ですら、あちらこちらに出向いて買い物をするというのはすでにそれなりに厳しい状態です。胃腸薬や風邪薬の類で離れた病院や薬局まで通うのは病を抱える人にとって大変な負担ではないかと想像されます。自立支援法や高齢者の保険負担など、自立を促すのであれば、それなりのサポートも、どうか切にお考えいただきたいと思います。

わたし自身も身体に障害があって気軽に外出できず、唯一の同居人である80過ぎの母も脳梗塞の後遺症があるため、ネットによる通信販売ほど便利なものはないと言ふ感覚であります。こうしたなかで、医薬品の通信販売はむしろ制限の緩和を要望いたします。問題があるとすれば、1回当たりの数量制限や、購入者の登録などで事足りるのではないかでしょうか。

私は82歳です。心臓ベースメーカー着用、C型肝炎闘病など、さまざまな病気を抱えながら車椅子での移動という生活をしています。これらの病気でも今でも元気に生きていられるのは、病院治療のみでは不可能なのです。自分で選んだ各種治療薬が大きく役に立って生活していられる状態なのです。それらの薬の多くは、ネットでしか購入できません。薬の対面販売での購入は不可能だと思いますので、どうか今回の規制強化は中止してください。対面販売は、ある意味、店頭のみという意味にはならないとも思っています。ネットショップや通販でも、問い合わせをすればきちんと薬剤師さんの回答もいただけます。店頭での手渡し販売と、パソコンや電話での説明付きの販売とで、区別は無いように思いますが。かえって、薬剤師の資格を持っているというだけで、いい加減な人から説明を受けるより、懇切丁寧な文章(証拠に残ります)での回答の方が信頼性もあると思うのです。以上、よろしくお願ひいたします。

【離島住民の声】

コメント
離島に住んでおります。東京23区と同等の面積で、島の中心にしか安い大手薬局がありません。車で出掛けても1時間はかかります。子育てに追われる妻と、週5日で遅くまで働く私たち夫婦にはネット通販は大切なライフラインです。便利な都市部の感覚で判断せず、インターネットの普及が地方の過疎地に住む人間が多大なる恩恵を受けています事を理解して欲しいです。
離島に住んでいる者にとって、ネット通販はいまや欠かせないライフラインです。購入できなくなると、とても困ります。医薬品のネット販売継続を求めます。
離島に住んでいる為、ネットでの医薬品購入がとても便利であり、必要不可欠です。無くさないでいただきたいです。
離島に住む者にとって、買い物も本土に渡る回数はあまりなく、ネット販売は非常に便利です。
離島なので本当に困ります。
離島では手に入らない物もあるので、ネットで薬が買えなくなるのは困ります。
離島での生活において、ネット上での薬などの生活必需品の入手は必要不可欠です。
内地まで船で25時間かかる離島に住んでいます。薬局がありません。インターネットで購入できないと大変困ります。
当方沖縄の離島在住です。薬局はありますが、置いてある医薬品には限りがあります。ネットで医薬品が購入出来なくなれば、親戚や知人に頼って代理で購入・発送してもらわなければなりません。相手の都合を考えると「急いで」「なるべく早く」など言えない場合もあります。販売店と利用者として購入依頼出来るネットでの販売は重要なと思います。薬局やドラッグストアが溢れている地域ばかりでない事をご理解頂きたい。総合的に意見を言わせて頂ければ「困ります」の一言です。本当に困りますので善処して頂きたいです。
私は離島在住者で、島内にも薬局は一軒ありますが、営業時間が短く、医薬品の品揃えも少ないうえ、価格も高くインターネットでの購入のほうが多くの選択肢があり、価格も安く、今では頻繁に利用しています。例え対面販売で医薬品を購入しても、その用法用量を管理するのは購入者自身であり、その意味では今回の規制が実施されても誤用等による健康障害をなくならないと思います。ネット上での副作用や毒性を持つ薬の販売に際しては、利用者が「購入する」をクリックした時に、その危険性を含む特性につ

いて購入者に再度注意喚起し、本当にその薬がその人にとって適切なものかどうかを再考させる措置等が不可欠と考えますが、厚生労働省には、薬局等が近隣にない地域の人々の生活利便性にも十分配慮した基準行政を行っていただくことを切望します。
私は、離島に住んでいます。食料や日用品を始め、ほとんどの必要な品を、インターネット関係で、手に入れています。薬品関係も、同様です。これが出来なくなるのは、大変困ります。
私の住んでいる所は離島で、島に薬局が一軒しかありません。置き薬もありますが、テレビCMの薬が欲しくても売り切れの時があります。ネットで購入できなくなると大変不便になります。医薬品のネット販売の継続をお願いします。
現在離島で生活をしています。私の住んでいるところにはドラッグストアはありません。小さな商店に必要最低限の薬が売っているだけです。便秘薬や自分にあったカゼ薬がいつもお店に並んでいるとは限りません。ましてや小さな島ですので顔見知りの男性の店員さんだと便秘薬など買いつづらい薬も女性にはあります。そのため必要な薬を買うときはネット購入を利用してきました。それがなくなるということは本当に不便だし、考えられません。お店に行くのが面倒だという理由だけでネットで薬を購入している人たちだけじゃないんだということ、ネット販売を必要としている人たちがいるということを分かって欲しいです。
沖縄県の離島、久米島に住んでいます。インターネットで薬が買えなくなると、本当に困ります。
沖縄の離島に住んでいます。コンビニひとつ無い島です。もちろん薬局などありません。ネットで薬が買えなくなるととても困ります。いろんな理由からこうした方向性になっているのかも知れませんが、できなくなると困る人たちもたくさんいることを考えて欲しいです。
こちら、離島です。島に薬局はありません。本当に困ります。本当に困ります。
離島では種類が揃わない、説明が詳しくない。高い。ネット販売は自宅まで配達してくれる。
離島に住んでおり、欲しい医薬品が近くの薬局(品数が少ない)がない場合が多いので、ネットで買えなくなると非常に困ります。

【その他の方の声】

コメント
医薬品全般の規制ではなく、医薬品の種類によって規制するべきであると思います。これでは郵政民営化と同じで本当のサービスを受けられなくなる方もいらっしゃることも厚生労働省は知るべきです。本当の国民への痛みの押し付けではなくサービスをお願いしたいです！！
「コンビニでは販売できて、ネットではいけない」という理由のひとつに「対面販売ではないから」というのがありますが、そもそも、これって対面する相手が薬剤師さんだからこそ意味を成すものだったんじゃないですか？コンビニの店員さんて普通「薬剤師免許」なんて持つませんよね？その方達から貰える（販売出来る）のなら、特に対面販売ではなくてはいけない理由がありません。よって、ネットでの非対面販売にんの不都合も生じないと思いますか…？いかがなものでしょう？
大半の買い物はネットでしています。薬もそうです。貰えなくなるのは困ります。
コンビニのアルバイト店員から買うよりネットの方がよっぽど用法も詳しく書いてあり、ショップスタッフの人にメールをすれば返事もくれるので絶対ネット方が利便性も含め良い点が多いと思います。
現在、私の住む郊外の薬屋さんはスーパーマーケット的に食品も扱っており薬も食品も同じかごに入れて集中レジで清算というところが多いんです。大根やウンナーと一緒に薬を購入したくない！近所の人がパートでレジ打ちをしている所で薬を買いたくない！！大きなお店の中で相談できる人を探し出す事もできない…それが現状です。ネットのほうが説明も丁寧ですし個別にメールで質問もできます。ネット販売の存続をお願いします。
社会的な混乱をきたすと思います。そもそも、対面して薬を買ったとしても、安全は保障されないはず。それよりも、好きな時間に、配達が可能、薬を自由に検討し、購入する権利を保障するべき。この時代に、どんどん不便になるなんておかしすぎる。
ネット販売であってもホームページ上で詳しく商品説明（副作用も含む）を載せ、メールでも購入相談を受け付けるようにしていれば特に問題は無いと思います。実際、対面販売より細かく商品比較が出来ます。欲しい商品を扱っている実店舗が近所に無いので禁止されてしまうと非常に不便です。
長年愛用している塗り薬を売っていたお店が閉店した後ネットで購入しています。出来なくなると困ります。また、足の悪い祖母に頼

まれても、簡単に送る事も出来なくなってしまいます。問題はあると思いますが、注意等を強調して販売は続けていただきたいです。

薬剤師の卵ですがこれはないと思いますこの日本にドラッグストアのない所なんてザラです。長い時間かけてお店に行つたとしても自分に合う欲しい薬がそこにあるとは限りません。無い薬の注文が出来たとしてもまず喜ばれません。嫌がられます、いつ届くのかも何週間かかるのかも不確かです。ネットで頼む方が何倍も確実で早いのです。そして皆が良い薬剤師さんばかりではありません。自分もこの間便秘薬を買おうとして無遠慮な薬剤師さんの視線に辟易しました。せめて一度店頭で買ったらその時顔を確かめた事になるので、以降その人はIDなどで認証するだけでネットショッピングをやめ利用できる事になれば良いと思いました。

私は薬剤師ですがネットで薬が買えなくなるというのは理解に苦します。ネット販売禁止の理由についても条件付きで販売可能な理由ばかりで、何らかの政治的圧力が働いているのではと勘ぐらざるを得ません。

薬剤師のいないコンビニでは貰えて、薬剤師のいるネット店舗で貰えないのは確かにおかしいです。

実家が古くからの個人薬局です。ネットや薬販店などで安く買えるとやはり個人薬局はつらいです。でも、自分が働きながら中々薬局がやっている時間に買えない、薬剤師さんに聞けない等の時、ネットというのはとても便利です。できれば、そんな共働き夫婦には残して欲しい存在ですね

薬剤師からの要請が強いと聞いています。現状問題なくネット販売が行われているのを出来なくするのは、薬剤師を守る為しか思えません。厚生労働省は何を守ろうとしているのでしょうか？守るべき人に不便を強いる省令案の修正をして下さい。

以上

別添資料2

消費者から厚生労働大臣へのお手紙

III 次

1. 離島の方

■在住の方	1
■在住の方	4
■在住の方	7
■在住の方	8
■在住の方	10

2. 視覚障害の方

11

3. 自分が求める医薬品が近くで購入できない方

15

4. その他ネットで医薬品を購入する一般の方

17

件添厚生労働省大臣及び
「医薬品新販売制度の円滑施行に關
する検討会」委員さんへ

私は [] の薬局に住んでいます。
町には薬局が2軒あります。しかし、人口もさほど
多くないこの町では、都会のドラッグストアのように
種類は決して多いとは言えません。

谷立い薬が有っても常備されている訳ではないの
です。

しかも町の人気がほとんど知り合いで、この島
では、特に独身の時に困るのが妊娠判定
薬などです。結婚しても「出産したのか?」
とか「買つて行った」などと言われます。

NO.1

匿名性の低いこのような町で
薬でも特定の物を貰う時はよっぽど
なのです。

病院でも医師・看護師で矢口らない人は
居ないので、「母」や「妊娠」とかあまり知られた
くない時は [] の病院を受診したりするほどです。

島から出るといふ事は、たとえ隣町であって日帰りは
冬期間にならと不可能です。夏期間でも [] までは
行くのは最後1泊3日となります。

家庭用常備薬といいても限度がある上に
こちらも何でも有る訳ではありません。

うちの家庭のように夫働きで、しかも子供
が6ヶ月と5才のように居る家庭では

NO.2

子供の薬も年齢に
合ったものが必要ですし、大人の薬
でもそれぞれ別な物が必要です。

家庭用の薬の販売員が回る時間には
家には誰も居ません。しかも割高です。

私も都会の薬局に何度か行って買ったことが有りますが、説明を受けたことが1度も有りません。

こちらから聞いたら答えてくれるくらいです。

規制は處方薬・麻薬に近いのをいいと思います。
ネットで買おう方が、自由に色々見ることも出来る
上、無ければ他で本舗で貰ふことが出来ます。

時間の制限も有りません。

NO.3

ゆっくり、じっくり見て買わ事が
可能で、交渉用・服用注意も見ること
ができます。

しかも店頭販売と違うメリットは顧客管理
が出来ます。いつ、どの誰が何を買ったかは
ドラッグストアでは把握できませんよね? しかも買った薬
の考え方せん入ってますし、店頭だとOKでネットの方
などはダメという意味が私には理解できません。

使用者の家族・親戚が情報提供を受けて
購入するというのは、そろそろ人が居る人もいれば
いけない出来ない方法居ると思います。

今回規制する薬の種類があまりにも多くて
るよう思えて仕方無いです。

NO.4

こちらのように離島であれば
尚更不便な生活が不便になるの
です。

せっかくインターネットの普及により、このような
島に居て、服でも食品でも薬でも自由に買
うことが出来るようになりました。
それでも今現在でも「一部離島不可」という
物もあり、都会の方と平等では無いのです。

店頭販売で買う時・買える時はそうします。
しかしながら島外に出る機会といつのは
それなくはありません。子供も小さいので
尚更です。

薬を使うのはいくら説明を
受けたとしても

No.5

overdose(オーバードーズ)の方など
も居るのが現実です。あくまで自己責任
が大きいと思います。

いくら説明を受けても守らない人も居るのが
残念ですが、そのような一部の例で大々教の
「不便」を感じる人の意見をないがしろにするの
はいかがかだと思います。

「離島料金」という高い送料を払っても買つ
現実があることも忘れないでほしいです。

時間もなく、種類もなく、屋号少年の住む
地域でこのような法改正は本当に不便
以外の何ものもないのです。

東洋厚生労働大臣 殿

「医薬品審査制度の日米並行に遡る機密」審議 殿

私は、8年前に本土から嫁^{モチ}を鹿島にて此地移
住をして、今一才児の母親です。

仁愛や尊卑そして金銭的にも、なまはく
出島するところ出来ず、インターネットを利用して
し子供の日用品(オムツ・ミルク等)と一緒に
海備薬(國邦・便松・鎮海・國・キス薬等)を
購入しています。送り馬券による場合多く、
低価格にて、他のお母さん達にも利用者は
多いようです。

毎回の購入は、人口が少ないので本土より品揃えが
薄く、又それが出来ないときは高額で購入

者に機械は出来ず、女性として耳をかわして薬瓶
アライバーの保てば「おも購入しほればどうは」
状況です。

イニタ、ネットでの購入が出来ばくは、に場合
本土親める人にはいそは、子供に長時間移動の
無理正せ・車い交通工具・宿泊費も受け・薬と
食いだめせ、なるを防ません。(配達員が運送者ご
は、私が20キロから服用しへりや薬を服用へきば
くなります。)

常備薬は、家族の誰が何時服用するかわからず
予防や急な病や傷への対応の為、困りしとあらわ
ど、使用者が情報提供をされ購入し、その日いつか
に服用・消費するものだよんほじふと感じます。
情報の交換は、イニタ、ネットや電話じきに連絡はる
し、アラーム装置を車の外に装えているのをしなう。

身勝手は貰取が大変でせうにせう。歯薬品の
通販禁止が出来、だ畢竟、私の生活に無理や
が慢が増えることになるのと、今から不毎です。
諸事相ご専門に専門に向ければは他にもいらしゃ
るヒ奥にいる。

私のようは困る人間がいる事を知、こひじ
毛の再び検討していにだける」とも、ハガラ
が願い申しあげます。

平成21年3月29日

「外務厚生労働省大臣」及び「医薬品新販売制度の円滑施行に
関する検討会」委員様

私は [REDACTED] より [REDACTED] 放れた [REDACTED] 人ほどあります

2-すから 気軽に [REDACTED] に行ける環境ではありません

薬局は [REDACTED] に1店有りますが、[REDACTED] には有りません

キレイな土産物との併用店舗なので、品数は多くはありませんので、
自分が欲しい薬が手に入ることは限りません。

もちろん定期販売です

配達薬販業者のうち [REDACTED] ポン [REDACTED] が17% [REDACTED]

販売に来てくれるのかどうか

たとえ来てくれたとしても高い物となってしまうのではないかと思う。
物価の高い離島に暮らしていると、少しでも安く手に入れる
ネット販売は無くさはならない物です。

そして小さな島では、プライバシーの問題があります
人には知られたくない病気というのもあると思います

それも小さな島では買っている現場を知り合いに見られると
噂になってしまふという事も避けられない現実です

ネットで購入できるのは、とてもありがたい事です

何より危険の恐なう薬まで、ネットで買ふと言ふのはなく
常備薬が欲しいのです

どうか、ご理解いただければと思います

・今回の薬事法の改政について。

通信販売で沢山の薬が買えなくなるのは
離島住む者は大変困ります。今の所は風邪
薬やその他特殊な薬ではないのですが、たゞ
とがなれば体のどちらに異常が現われつゝあり
種類多くの薬に頼る事になります。私の住む
島には薬を売る店は無く隣の島の薬局まで
船で渡らねばなりません。

せひ、いくつかのチェックを付けて販売出来
る様にして欲しいです。例えば個人がインターネット
上検索した薬品名と会社名、それに自分の症状などを、
ある機関に送ると、その専門家がチェックして、どう經由
して注文が出され、製薬会社等は代引きで発送する算
を前向され検討して欲しいです。

2029. 1. 29

(追信)

今回の薬事法の改正について。

私達離島に住む者にとって一番困るのは
「○○○の恐れが有るから通信販売の
禁止！」と云う事です。

人を殺す為に使われるから包丁の販売
禁止とか、交通事故死の恐れが有るか
ら乗用車の販売禁とかには有りません。
包丁は乗用車と日常生活には必要がある
だからです。

同様に人命にとって薬は欠かせない
だけです。いくつかの安全対策を取って、ぜひ販
売する方向で検討をお願いします。

2009.3.31

意 見 書

平成21年3月31日 提出

件添厚生労働省大臣殿 及び

「医薬品新規承認制度の実施施行に関する検討会」委員会

【一般医薬品の通販規制の理由が、
本当に国民の安心安全なのでしょうか?】

私は [REDACTED] の離島、[REDACTED] に住んでいます。

人口 [REDACTED] のこの島には、小さな食料品店が2軒あります
薬局、薬店はありません。

ネットで医薬品が買えなくてはなど、こうなります。

種類も数も限られた置き薬を使わ。

内地の知人に症状を伝え、薬局へ向かうも

薬剤師に症状を伝え購入、梱包して送ってもらうという
時間もお金もかかる方法をとるのこれがです。

『もし』と症状は違うけど、まだ、これでいいか』と置き薬を使い、

『わざわざ買へに行つてもらつてどうが』と我慢する。

たぶん そういうことになっています。

これが本当に国民の安心安全を考えた国の方針ですか?

厚生労働省が離島生活者や障害者の健康を無視してまで

守ろうとしているものは何だと思います?

舛添厚生労働省大臣
及び「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」委員の皆様へ

私は■■■在住の視覚障害1級(全盲)男性です。

私は、妻と、長女、長男の4人で暮らしております。

このたび、インターネットで医薬品の購入ができなくなることを知り、大変残念であり、また、失望しております。

人は視覚からかなりの情報を得ながら生活していますが、「視覚障害は情報障害」とも言われ、情報の入出力それぞれに問題が生じてしまうことにより、これまで社会の一員として健常者と生活していくうとすると、著しい不便がありました。

そして、その一部を解決してくれているのがIT技術です。

私は現在、市販のパーソナル・コンピュータにスクリーンリーダという種類のソフトをインストールして使用しています。これは、画面に表示された内容を声で読み上げるソフトです。入力はいわゆるローマ字入力で行い、結果や、ホームページやメールの内容などは、合成音声でパソコンのスピーカーから聞こえて来ます。例えば「こうせいろうどうしよう」を変換すると「あついのこう、いきるのせい、ろうりょくのろう、ろうどうしやのどう、かえりみるのしよう」とガイドされ、私もこれを頼りに皆様と同じように、メールを読み書きしたり、自分のブログを更新したりしています。また、ホームページの内容などを音声化する機能もあるので、私もたくさんのホームページから情報を得たりしています。

IT技術は、これまで不可能だったことをたくさん可能にしてくれました。その一つに、私のような視覚障害者が自分の力だけで買い物できるようになったということがあります。

そして、それは医薬品も例外ではありません。

私はこれまで何度も無く医薬品をインターネットで購入していますが、その全てについて納得し、また、満足しております。

それは、数ある薬品の中から自分のニーズに適合した製品を注意深く選び、購入したからに他なりません。

インターネット上の薬局の一部では、開封しなければ入手できないような使用上の注意を、商品ページに掲載しています。それら全てに私はアクセスすることができ、それを参考にしながら、自由に商品を選び、購入ボタンを押して購入しています。

また、ときにはどうしても早く薬が欲しいときもあります。そんなときにも、時間が許せばネットで成分を調べ、あらかじめ欲しい薬を決めてから薬局でその商品を指定して、購入するようにしています。

それは、私が一人の消費者として、自己責任で医薬品を選ぶことが、当然のことだと思うから。

ところで、私が医薬品を購入するとき、一番大切だと思う物。それは情報です。身分でも、肩書きでもなく、薬そのものの情報なのです。

今回の省令で、第1類は薬剤師が販売することを義務付け、説明文書を購入者に手渡すこと…とされているようですが、個人的な話で恐縮ではあります、そのどこに意味があるとお考えでしょうか。

視覚障害者である私が、アクセスできないような情報など、いくらいただいてもまったく

価値がありません。ある意味それは情報とは言えません。応対している方が、アルバイト店員であるか、登録販売者であるか、また、薬剤師であるかの区別は、どうやったらよろしいのでしょうか。「名札にその旨を掲示」となっているようですが…。「インターネットは対面販売ではないので安全を確保できないため、ネットでの販売は規制べき」ということをおっしゃる方々お一人お一人が、1度目を閉じ、想像してみていただきたいと思います。眼を閉じた状態で、ご自身ではなく、大切なご家族の薬を購入するということを。まず、どうやって薬局に行きますか？ある程度見当を付けないと薬局事態を探すことできません。どうにかして薬局に入ることができたとして。だれかに聞きますか？水虫の薬でも、妊娠検査薬でも、大きな声でそばを通っている人に聞いてみますか？そばを行き来している人が一般客か、従業員か、薬剤師かを、どうやって聞き分けますか？少なくとも私には「すみません、風邪薬が欲しいのですが」と声を掛けてみたら「あ、店員さん呼んで来ますね？」と一般のお客さんに言われた経験があります。そして、本当に薬を購入しようとするとき、どんな基準で商品を選びますか？容器の重さですか？最初に薦められた商品ですか？ご自身ではなく、ご家族の薬だとして。どうしますか？どうやって選びますか？薬剤師に説明していただいたとして、それを家に帰って誤り無く使用者にしっかりと伝える自信がありますか？それとも「眼が悪いんだから薬局じゃなく、配置薬でいいじゃないか…」と、知らないだれかが決めた制度に従い、配置薬をお使いになりますか？配置薬がない物が必要になつたらどうしますか？ご家族のために薬を買わなければならないのに、それでご自身は最善を尽くしたと思えますか？なにか問題が生じても薬剤師の先生が行ったことなのだから仕方が無かったと言えますか？自分が働いて得たお金を支払うのに、押し付けられたようなサービスでも良いですか？

少なくともそんなことは、私にはできませんし、言えませんし、思えません。

私自身に十分な情報がもたらされず、暗に薬剤師が薦めてくれた薬を子供に飲ませ、問題が起きたら…。だれも責任など取ってくれません。薬剤師が薦めた薬であっても、最終的に使用したのが親だからということになるでしょう。十分な情報がもたらされていれば、自分の判断で事故などを未然に防止できる可能性もありますが、情報が十分得られないということになれば、判断することも難しくなります。それから、実は。我が家には、配置薬があります。「使わなければ料金はかかりませんし、使った分だけいただぐシステムとなっておりますので…」と半ば強引に置いていかれた薬箱です。が、もちろん説明書を私には読むことができません。これでもまだ「薬局に行けないのであれば配置薬があるじゃないか」とおっしゃいますか？鍼灸師として働き、少しではありますか納税をしている私ですが、ご自分が働いて得たお金を使う先を決められるというのは、感情論として不愉快ではありませんか？これらのこと、検討会の皆様はどうお考えになりますか？こう考える私は極端な人間でしょうか？家族の一員として生きるということ、家族を守るということ、自立した生活を営むということなどを考えるとき、法治国家において必要なのは十分な情報と、それを吟味して賢く使うということなのではないでしょうか。

確かに、医薬品に安全性は不可欠だと思います。しかし、それは医薬品として発売される前、既に審査されているのではありませんか？誤った使い方まで想定しているとは思いませんが、処方薬に比べて薬効を抑えてある市販薬のはずです。

インターネット事態には、危険な部分があることも事実です。しかし、インターネットで医薬品を供給しようとしている団体が自主的に規制を設け、より安全に消費者に薬を届けようとしている事実を無視し、ネットでは対面が確保できないから販売してはならないというのは、なんの対面を重視なさっているのかが、はなはだ疑問です。業界の対面ですか？お役人の対面ですか？専門職の対面ですか？それらは、消費者のニーズと一致していますか？

「臭い物には蓋」という議論ではなく、明日を、それに続く未来を見据え、今一度お考えいただきたいと思います。

医療でも、今は「インフォームド・コンセント」という概念が定着しつつあります。十分な説明と同意の下に…ということです。このままネットでの医薬品販売を禁止することは、消費者の権利を大幅に制限することになるでしょう。消費者の選択の幅を狭めるとするなら、消費者に対して十分な説明が無ければ、ただの横暴と言われても仕方がないのではないかでしょうか。

私の立場から申し上げると、今や自治体の広報誌もネットで読める時代です。最高裁判所の判例もネットで公開されています。電子政府も、国が推進してきたことはずです。電子納税システムというのもあります。これらは視覚障害者もアクセス可能な情報です。つまり、バリアフリーの一つだと思います。

バリアフリーは、できる者ができない者のためになにかをするということでは成り立たないのではないかと思います。共存の思想から生まれる物。それがバリアフリーではないかと思います。離島にお住まいの方、お仕事や家事、育児にお忙しい方、外出が困難な方、そして私のような障害のある者。少数意見と切り捨てず、どうか耳を傾けていただきたいと思います。

民主主義の基本は多数決。しかし、それはさまざまな人たちが自由に意見交換をした結果、さまざまな立場や境遇も加味して…。多数賛成ということであれば、たくさんの人たちに都合が良いはず…ということなのではないかと思います。それだからこそ法の制定には唯一の立法機関である国会の賛成が必要なのであって、少数意見は無視しても良いということにはならないはずです。

消費者の選択肢を狭めたり、新しいビジネスのチャンスを摘むような道を狭めるような議論ではなく、だれにでも開かれた、国民の大部分が納得できる道を探すことが、極めて重要なのではないかと思います。消費者が自由にいろいろな情報にアクセスして、自己責任で市販薬を購入し、使用する。分からぬ事や困ったことがあればそのときは専門家である薬剤師に相談したり、助言を求めたりする。それが、自然なように、私は思います。

ネットは危険だからとかという一義的な議論ではなく、購入や販売手段としてのネットなのであって、ネットワークで繋がったコンピュータの先には、いつも人間が存在するという事実があります。優しさと強さを共存させていくのと同じように、安全性と利便性も、共存させていくとする姿勢こそが大切なのではないかと私は思います。

報道によれば、パブリックコメントの97パーセントが一般医薬品のインターネット販売規制に反対だったとか。その声にどうか耳を傾け、なにが大切なことなのかを、今一度お考えいただきたいと思います。

第一に優先すべきは対面ですか？消費者の安全ですか？インターネットでは本当に安全性が確保できませんか？対面であれば、確実に安全が確保できますか？

「危険だから」と取り上げるのではなく、自己責任で市販薬を使用するという基本的な考え方を消費者自身も身に着けなければいつまでたっても「賢い消費者」にはなりえないだろうと思います。自分の訴えを明確にし、専門家の助言を受けたりしながら自分に適した市販薬を適宜購入して使う。それが自然な姿ではないかと思います。

現在できていることをわざわざ規制してまで、なにを求めるというのかも正直疑問です。

パブリックコメントの97パーセントが医薬品のネット販売規制に対して「反対」と回答し、反対署名も100万件を突破したと聞いております。

この事実をどうお考えなのでしょうか。また、本当に有益なのは「対面販売」に固執し、他の販売手段を一切禁止して、消費者の自由や利便性などを制限することなのか、それとも、消費者が自己責任で医薬品を購入し、使用するという方向性なのか。健全な市場競争が行われ、販売側、購入側それぞれにとって、どのような方法が最良であるか、今一度お考えいただきたいと思います。

厚生労働大臣外添要一様

長年、原因不明の耳鳴りに悩まされている者です。はっきりした診断がつかず、何度も病院を変えてみたものの状況は変わりませんでした。処方される薬を使用すると症状は押さえられるものの、強い眠気などを伴うなど常時使用するわけにはいきませんでした。耳鳴りに良いと言われる漢方薬、民間療法など色々試してみましたが、はかばかしい結果は得られませんでした。5年くらい前にインターネットで大阪の薬局のオーダーメイド漢方薬というのを見つけました。地元の■にも同じような薬局があり利用したことはありましたが効果はなく、この時も駄目で元々と思い、大阪の薬局のカウンセリングを受けて購入しました。その薬が私の体質に合ったのか、病院で処方される薬の様に眠気などの副作用もなく、症状が軽くなるので使用を続けています。もちろん病気自体が直るわけではないものの、症状が軽くなり日常生活になくてはならない薬です。

今回の医薬品通信販売規制は、一番の当事者である利用者の意見が全く反映されずに行われようとしていて、非序に腹立たしく思っています。対面販売でないと安全な販売ができないという事が現状を見る限り理解できません。薬品名を指定して購入すれば説明を受ける事はありません。また大手の薬局では、殺菌消毒薬の活性石けんと薬用ハンドソープの区別すらできないレベルの店員が販売しているのを何度も見ています。私の利用している薬局では、購入しようとするとその薬の説明画面が開き、薬によれば問診票のフォームを記入しないと購入手続きができず、問診票の内容により購入ができなくなります。逆に直接顔を合わせないだけに、婦人科の薬や妊娠判定薬、痔の薬など詳しい説明を受けられるケースもあると思います。また、メール、ファックス、電話などで質問やアドバイスを受けることもできます。このような実例を見る限り、どのような根拠で対面販売でならないといけないか理解に苦します。

私は以前、処方薬でショック状態になり呼吸困難を起こした事があります。市販薬といえども人体に作用するだけに同様の事が起きる可能性はあると思います。副作用が起きたら、薬局でできることは至急医師の診察を受けるようにアドバイスする位しかありません。予防するには事前の説明が重要ですが、インターネット上の薬局が実際の店舗での説明と比べて勝るとも劣るとは思いません。

通信販売に変わった方法としての案を読みましたが、利用者の立場から見ると机上の空論、ナンセンスとしかいいようがありません。

障害者、高齢者、妊婦、育児中の方などであって、薬局や店舗に自ら買いたいに行けない人に対する供給方法

(方法の1)

○ 配置販売業者を通じて、必要な医薬品を居宅に配達する。
配置販売業の場合、訪問先の居宅で、専門家が対面で情報提供することになる。

(方法の2)

○ 使用する者から依頼を受けた家族、親戚などが薬局・店舗を訪れて、使用する者の状態を伝え、専門家から対面で情報提供を受けて医薬品を購入する。この場合、購入を依頼された家族などが使用する者に医薬品を渡しながら情報提供の内容を伝えることになる。

(方法の3)

○ 介護事業者などが、障害者や高齢者などの通院や買い物を介助する中で、薬局・店舗に来て、使用する者が専門家から対面で情報提供を受けて、医薬品を購入する。

私の実家では今でも配置薬を利用しておらずそのシステムは知っています。

配置薬の業者が配置できる薬品は限定されていて、利用者が希望する薬品を配置することは絶対に不可能です。また家族や親戚などに簡単に頼める状況にあればすでにそうしているはずです。

購入したい医薬品が近くの薬局・店舗で販売していない場合の供給方法

○ 使用する者が近くの薬局・店舗に注文して、その薬局・店舗が製造業者や製造販売業者から取り寄せて、使用する者が薬局・店舗を訪れて、専門家から対面で情報提供を受けて購入する。

私の経験からすると、その薬局で扱っていない薬品を求めるとき、当店では扱っていないと言われ断られるのが普通だと思います。

普段扱っていない薬品を小口で発注する手間やコストを考えると採算が合うとは思えません。
そこまでして扱ってくれるか不明です。

私が経営者なら断ります。

個人的なことになりますが、この規制が予定通り実施されると非常に困ります。

色々考えた結果、知り合いの貿易代行サービス業者に大阪の同業者を紹介してもらい、代行で購入できるか問い合わせたところ可能との返答をもらいました。

全く関係のない人の手を通して購入することに抵抗はありますが、現状ではそうするより方法が思いつきません。
規制が実施されたら大阪の代行業者に依頼することになると思います。

知り合いの代行業者の話だと、すでに同様の問い合わせは有り、新たなビジネスチャンスと期待していると言っていました。

今回の規制により、説明や情報提供や質問に答えることのできる業者を排除し、医薬品に素人の業者が医薬品の流通に介在しかねない状況を生み出すことになりかねません。

代行サービスも規制すれば良いと思われるかもしれません、顧客の注文により代行購入するという形態を考えると、合法的に流通している品物を扱う限りどのようなものが扱われているか補足は不可能で、実効性のある規制はできないと思います。

代行サービスは資金がなくても開業できるためサラリーマンがサイドビジネスとして始めるケースも有るようになっております。

このような状況を考えると、きちんとしたルールを策定したうえでそのルールに従える通信売買する業者のみを認めるのが現実的と思います。

意見書

平成21年5月27日

新規薬事法導入医師会・薬品販売実利度内閣府行い門司検討会、委員会様

21年5月26日付より意見を求める件に区薬品外販業者統合希望
消費者に下記のとおり意見を提出します。

記

本件規制の結果、医薬品の店頭購入が困難になり、実際消費者の声を聞く限り、以下
の事が問題となる。以下は講論の代表として、本件規制賛成派反対派一同意見が一致した
ことなど、本件第一回検討会での具体的な問題点から、主に対面販売の薬剤師による薬物
の理解が不足して自分で医薬品を販売されてしまう懸念です。例えは薬剤師は3,2種薬
事務、治療方法が異なり同じく対面販売で行われる大変な副作用のリスク
を取扱うことは不可能だと想い可、医薬品の実際服薬ルート合意が無いまま判断
する点で、この点では本件規制対面販売共同見解では誤り大変。

本件販売の優先度として、医薬品の一覧が見出し頭痛薬で検索すれば該当件数があ
商品が明確で素人が判断出来ない限り、販売に至るまでの注意点が表示され
ない項目はF.2.1「このお薬を使用する上で出来ないことは、又はそれを示す」葉前筋
は電音で相談料も発生する一人の声と言ひ、専門的知識が不足する人の健康状態
を把握する上から見て、十分な対面販売思ふ不可。現在の体面販売では3,2種薬事
医薬品の販売不可能となりうる。因此、薬剤師の方々は本件規制を極めて好むか
否か、高齢者、妊婦、育児中の方には訪問先の居宅で専門家が対面の情報を提供する
時代が今日時代、それが郵便や振込による販売や宅配薬局、の販売なども訪問者に
対しての警戒心が強く、新たな薬剤師訴訟の発現が予想される中、安全地帯の信頼の
利得は体面販売が可能であるうえ、私は今後より本件規制医薬品販売を是非推奨
の立場を心に思ふ所。

「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」委員 殿

拝啓

今回、インターネット等による医薬品の通信販売禁止に断固反対の意志をもつ者として、理由ならびに意見を述べたいと思います。

まず、なんといつても、由由しき事態に直面している漢方薬局などの相談薬局が存続の危機にあることです。全国で千件以上あるといわれる相談薬局、特に漢方薬の相談薬局に比べて「郵便その他の方方法による販売」により、対面以外の医薬品販売を行っている薬剤師の方々が、長い年月にわたって患者さんたちとの間に築いてこられた信頼関係は尊いものであり、患者さんお一人、お一人のために誠心誠意、薬を処方されかつ、丁寧な説明をすることで、どれ程計り知れない数多くの患者さんたちが助けられ、健康を維持していくことが出来ているのかを何故、真剣に理解しようという気持ちがおこらないのでしょうか。

「対面販売」以外でしか薬を手に入れることが不可能である数多くの患者さんたち、あるいは、大変不便な地域におられる患者さんは、もし、この省令が施行されたならば、どのようにして健康を維持していくばよいでしょうか。

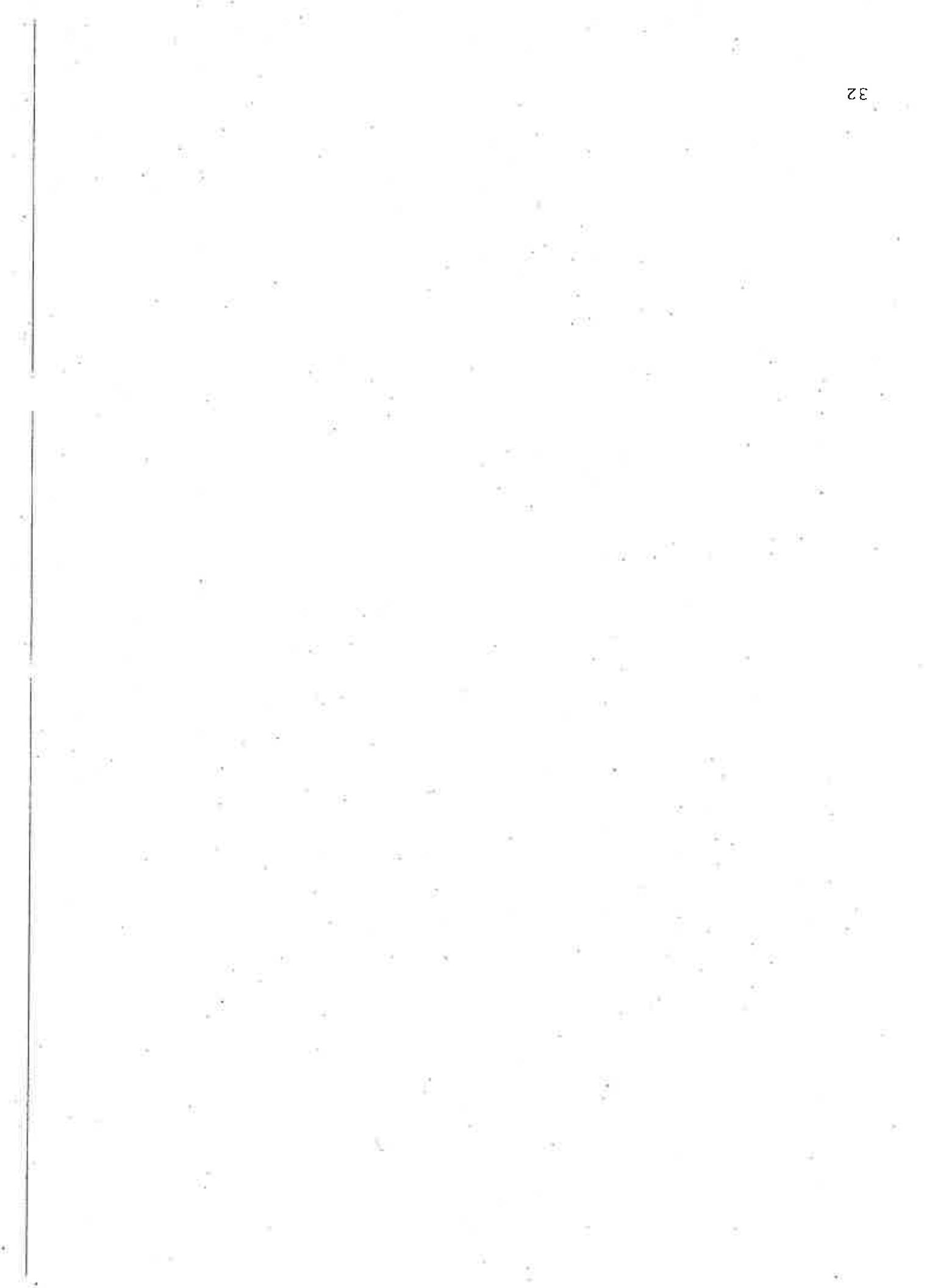
問題はまだこれだけではありません。高齢者のみならず、あらゆる年齢の人たちが、健康を維持していくうえでもし仮に、「対面販売」だけという規制のうえで生活をすることになれば、現在の多様化した社会で24時間いかなる場合であってもインターネット等の方法で薬を購入することにより健康維持を保つことが出来る

であろう数多くの人たちに、いつも限られた時間に薬を購入するためには時間を捻出することを強いられることになります。

私は、楽天市場を利用して頂いておりますが、今回の「一般用医薬品の67%を占める1類及び2類医薬品の通信販売禁止」による継続を求める署名総数が、2009年3月26日現在でなんと約102万7千件にも達しております。
決して軽視することなど出来るはずもないほどの数ではないでしょうか。

血の通った人間であるならば、この署名総数を無視して国民に規制を強いることなど出来るのはずがありません。どうか、「対面販売」に固執した考え方をもう一度見直して是非ともご検討いただきますよう、心からお願い申し上げる次第です。もっと時間をかけて慎重に決定がなされねばならないでしょうが、
今回、私達の切実な願いをご理解してくださることを信じておりますと同時に、事態が良き方向に進んでいくことを祈念いたします。

敬具



I-2 電子商取引に特有の取引形態

I-2-1 電子商店街(ネットショッピングモール)運営者の責任

【論点】

店舗との取引で損害を受けたネットショッピングモール(以下「モール」という)利用者に対してモール運営者が責任を負う場合があるか。

(例)

モール利用者が、モールに出店していた店舗から商品を購入したところ、商品に欠陥があったが、店舗は行方不明となり連絡が取れない。モール運営者に対して、損害賠償を請求することができないか。

1. 考え方

(1)原則:責任を負わない

個別の店舗との取引によって生じた損害について、モール運営者は原則として責任を負わない。

(2)例外:責任を負う場合もある

①店舗による営業をサイバーモール運営者自身による営業とモール利用者が誤って判断するのもやむを得ない外観が存在し(外観の存在)、②その外観が存在することについてモール運営者に責任があり(帰責事由)、③モール利用者が重大な過失なしに営業主を誤って判断して取引をした(相手方の善意無重過失)場合には、商法第14条の類推適用によりモール運営者が責任を負う場合もあり得る。

この他に、モール運営者に不法行為責任等を認めうる特段の事情がある場合等には、モール運営者が責任を負う場合があり得る。

(責任を負う可能性がある例)

- ・商品購入画面等モール運営者のウェブサイト画面で、売主がモール運営者であるとの誤解が生じる場合
- ・モール運営者が特集ページを設けてインタビュー等を掲載するなどして、特定の店舗の特定商品を優良であるとして積極的に品質等を保証し、これを信じたがためにモール利用者が当該商品を購入したところ、当該商品の不良に起因してモール利用者に損害が発生した場合
- ・重大な製品事故の発生が多數確認されている商品の販売が店舗でなされていることをモール運営者が知りつつ、合理的期間を超えて放置した結果、当該店舗から当該商品を購入したモール利用者に同種の製品事故による損害が発生した場合

(商法第14条の類推適用による責任を負わないと思われる例)

- ・購入画面は、モールの統一フォームであるが、モール運営者のウェブサイト画面にモール運営者が売主でないことが分かりやすく記載されている場合

(保証に基づく責任を負わないと思われる例)

- ・品質等に関してモール運営者の判断が入らない形で商品又は店舗の広告を掲載しているにすぎない場合
- ・よく売れている商品に「売れ筋」と表示した場合や、売上高やモール利用者による人気投票結果等のデータに基づいた商品や店舗の「ランキング」、「上半期ベスト3」を単に表示したにとどまる場合
- ・モール利用者の購買履歴等に基づき、個々のモール利用者に対して、当該モール利用者の嗜好や購入商品等に関連する商品等を、当該商品の品質等に関する判断を含まない形で単に表示したにとどまる場合

2. 説明

(1) 問題の所在

モールに出店している個別の店舗との取引で損害を受けたモール利用者は、当該店舗に対して契約上の責任を追及することができるが、このほかモール運営者に対しても責任を追及することができるか。通常、個別の店舗との取引において、売主としての責任を負うのは店舗であるため、個別の店舗との取引によって生じた損害について、モール運営者が責任を負うことはないものと考えられる。しかしながら、モールと店舗との関係で買主たるモール利用者がモール運営者を売主と誤認するような状況が作られていた場合などにモール運営者が何らかの責任を負うことが考えられないだろうか。

(2) 商法第14条の類推適用

この点、参考となる裁判例として、スーパーマーケットに出店しているテナントと買物客との取引に関して、出店契約を締結することにより営業主体がスーパーマーケットであると誤認するのもやむを得ない外観を作出したことに関与したという理由から、商法第14条の類推適用により、スーパーマーケットの経営会社が名板貸人と同様の責任を負うとしたものがある(最高裁平成7年11月30日第一小法廷判決・民集49巻9号2972頁)。

商法第14条適用の要件は、①名板貸人が営業主であるという外観の存在、②名義使用の許諾という名板貸人の帰責事由の存在、③取引の相手方が重大な過

失なくして名板貸人が営業主であると誤認したことであるが、本判決は、②の名義使用の許諾はないが、上記のような外観の作出に関与した場合について、商法第14条の理論的前提である外観法理を前提に、同条の類推適用を認めたものである。

スーパー・マーケットとそのテナントの関係と、モールとその店舗の関係は同一ではないが、一定の類似性があることから、モールにおいても、①店舗の営業がモール運営者の営業であると一般のモール利用者が誤認するのもやむを得ない外観が存在し、②当該外観の作出にモール運営者に帰責事由があり、③当該モール利用者が重大な過失無くして営業主を誤認して取引をした場合には、商法第14条の類推適用によりモール運営者が責任を負う場合もあり得るものと解される。

なお、例えばウェブ上にモール利用者が、通常認識することができるような形で「当モールに出店する店舗は、当社とは独立した事業者が自己の責任において運営しており、特に明示している場合を除いて、当社及び関連会社が管理又は運営しているものではありません」といった表示をしている場合であれば、当該表示はモール運営者の責任を否定する有力な根拠となると考えられる。

いずれにせよ、モール運営者が商法第14条の類推適用により責任を負うか否かについては、モールの外観、モール運営者の運営形態のみならず、外観作出の帰責性の有無の判断要素として店舗の営業への関与の程度(例えば、売上代金の回収の様子、明示若しくは默示の商号使用の許諾等)等をも総合的に勘案して判断されることになろう。

(3) その他の責任原因

商法第14条の類推適用が認められる場合以外にも、以下のような場合には、モール運営者が、個々の取引によってモール利用者に生じた損害について責任を負うべき場合があり得る。

第一に、重大な製品事故の発生が多数確認されている商品の販売が店舗でなされていることをモール運営者が知りつつ、合理的期間を超えて放置した結果、当該店舗から当該商品を購入したモール利用者に同種の製品事故による損害が発生した場合のような特段の事情がある場合には、不法行為責任又はモール利用者に対する注意義務違反(モール利用契約に付随する義務違反)に基づく責任を問われる可能性がある。

第二に、モール運営事業者がモール利用者に対して、単なる情報提供、紹介を超えて特定の商品等の品質等を保証したような場合、当該商品の購入によって生じた損害について、モール運営者が責任(保証に基づく責任)を負う可能性がある。ただし、品質等に関してモール運営者の判断が入らない形で商品または店舗の広告を掲載しているにすぎないような場合には、モール運営者が上記の責任を負うこ

とは原則としてないと考えられる。同様に、よく売れている商品に「売れ筋」と表示すること、売上高やモール利用者による人気投票結果等のデータに基づいた商品や店舗の「ランキング」、「上半期ベスト3」などを単に表示すること、モール利用者の購買履歴等に基づき、個々のモール利用者に対して、当該モール利用者の嗜好や購入商品等に関連する商品等を当該商品の品質等に関する判断を含まない形で単に表示することも、そのことのみでは商品等の品質等に関してモール運営者の判断を示すものではなく、上記の責任を基礎づけるものではないと考えられる。

厚生労働大臣
舛添 要一 殿

市販薬の通信販売継続を求める要望書

社団法人広島市視覚障害者福祉協会は、広島市に居住する視覚障害者約350名で構成されており、視覚障害者の自立と福祉の向上のために日夜活動しています。今回は市販薬の通信販売規制について、反対の意見を述べさせていただきます。

視覚障害者にとって「目が見えない」ことから生じる不自由の中でも最も困難をきたすのは読み書きの自由と行動の自由です。そして周囲の状況が確認出来ないことから生じる不安は想像以上のものがあります。このような状況の中、インターネットは、日常生活に必要な情報を入手できる手段として、今や視覚障害者の生活に欠かせないものになっています。

現在、視覚障害者の多くが、パソコンを利用し、そのほとんどがインターネットを利用しておらず、特に視覚的な文字の読み書きができない20~40代の労働年齢者ほど、情報アクセスをインターネットに頼っている状況があります。視覚障害者が自立生活を送り、他者と同様に社会のあらゆる情報にアクセスできるよう、広島県内でもボランティア団体等でパソコンなどの環境設定や操作方法の説明を行う研修会を開催する取組みが積極的に行われています。

しかし、2月6日に公布された改正省令では、対面ではないとの理由から、市販薬のインターネット販売が禁止されてしまうと聞き、今まで政府において取り組んできた「情報のバリアフリー化」の流れに逆行する制度が実現してしまうのではないかと危惧しております。目が見えないことで、店頭にある医薬品の外箱の説明は読めません。また、広い店内では、医薬品とその他商品の陳列の区別もつきませんし、店員に説明を求めたとしても、その店員が専門家なのか否かの判別もつきません。市販薬一つを購入するにしても外出から説明を受けるまでに多大な労力を要する実情をご理解ください。このような状況にある視覚障害者が、インターネット上の説明書きを読むことにより、市販薬の情報を容易に入手し、人目を気にすることなくじっくり比較検討することができるため、健常者と同様、多くの選択肢の中から自分にあった市販薬を自ら選ぶことが可能です。また、メールのやりとりで専門家にじっくり質問できることも、視覚障害者がインターネットを活用する利点の一つです。

「情報のバリアフリー化」の観点からも、6月以降も引き続き市販薬をインターネットで購入する選択肢が残されるよう、省令の再改正を求める。今回の要望については、現在、開催されている「医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会」でも議論していただけますよう、何卒ご検討のほどよろしくお願ひします。

住所:〒730-0052 広島市中区千田町一丁目一9-43 広島市社会福祉センター内

団体名:社団法人広島市視覚障害者福祉協会

代表者名:会長 川本 正行

Tel: 082-249-7177

FAX:082-249-7177

E-mail: hiroshimashi@shisyokyo.jp

url: <http://hiroshimashi.shisyokyo.jp/>

2009年4月13日

厚生労働大臣
舛添 要一 殿

大衆薬の通信販売の継続を求める要望書

私たちは、視覚障害者が必要な情報を手軽に得られるようにサポートを行うボランティアサークルです。視覚障害者自体が「情報障害」といわれています。視覚による情報量は圧倒的に多く、近年その傾向は益々強くなっています。そのため、視覚障害者は目が見えないがために日常生活の情報を得ることが難しい状況にありました。

しかし、現在はインターネットを利用してすることで、視覚障害者の方々でも、簡単に多くの情報を得られるようになりました。そして、色々な人たちと自由にコミュニケーションもとれるようになります。私達は、パソコンの環境設定などのお手伝いや操作方法の説明を通じて「視覚障害者と健常者が同じ情報を共有し、自由にコミュニケーションできる社会を実現したい」との思いから日々活動しています。

さて、貴省が公布した省令改正により、67%の大衆薬がインターネットを通じて購入できなくなるという話を聞きました。この省令により、視覚障害者に対するインターネットの利便性が大きく後退し、生活にも支障が生じることを心配しています。これはITCを活用した情報バリアフリー化の動きに反するものであり、非常に問題で遺憾に思います。本日は、この省令改正に対する私たちの考えをお伝えすると共に、6月以降も引き続き大衆薬をインターネットで購入できるよう、省令を再改正していただくことを強く要望いたします。

今回の省令改正に反対する主な理由は以下のとおりです。

1) インターネットという購入手段が奪われてしまうと、多くの選択肢から自分にあった適切な大衆薬を入手することができなくなります。これは視覚障害者の健康維持の観点から非常に問題があります。視覚障害者は大衆薬の外箱に記載している用法用量などが読みません。自分で十分な吟味ができないまま、店頭の店員が薦める大衆薬を購入せざるを得ません。しかし、薬局は商売ですから必ずしも個人にとって最適なものより、より儲かる商品を薦めることも少なくありません。それとは逆に、視覚障害者の多くはパソコンの画面読み上げ機能を使い、インターネット上にある文字を読み上げることで情報を入手できます。インターネット上であれば、掲載された多くの情報から比較検討して、購入することができます。さらに、メールやボイスチャットなどを通じて気軽に専門家に問い合わせることも可能です。

2) 視覚障害者の存在は、白杖や盲導犬によって非常に目立ちます。そのため、視覚障害者の存在とともに、その行動の一つ一つが一般の方に記憶されやすく、プライバシーが守られにくい状況にあります。薬局やドラッグストアの店頭において、人目が気になる医薬品を購入することには抵抗があります。また、周囲の状況が分からぬ中で、病状を詳細に説明することは、自己のプライバシーを守るために避けたいことです。インターネットを通じた購入であれば、安心して人目を気にせずに吟味することができます。

3) 通信販売規制を省令で規定するにあたり、視覚障害者を始め、通信販売に頼っている消費者が不在のまま議論が行われております。特に改正省令案のパブリックコメントにおいては、視覚障害者から通信販売規制に反対する意見が提出されていたにも関わらず、回答書からは省略されていました。この視覚障害者の意見に対して、厚生労働省は直接答えることなく、そのまま省令公布に至りました。これらの検討過程には問題も多く、非常に遺憾に思います。

4) そもそも今回の改正は、通信販売の規制ではなく、大衆薬の正しい販売方法の確立だと思います。そういう意味では調剤薬局ですら、機械的な処理しかできていないところは少なくありません。ましてやスーパーとコンビニと変わらない販売をしている大手ドラッグストアは巷に溢れています。一定の基準を守るという点では人間の対応にはバラツキが大きく、管理も指導も大変です。その点では、システムとして完成されたネット上のサイトの方が、チェックも管理もし易いはずです。「対面販売」ということだけに依存し、ネット販売を全て切り捨ててしまうのは技術革新への逆行です。ＩＴＣを駆使し、対面を超えるような正しい情報伝達とサポートの仕組みを認め、育てる方向での検討を是非お願いしたいと思います。

5) 健常者であれば店頭であれ、対面販売であれ、自ら自由に薬の正しい情報を得て、自分自身の意思と責任で薬を選ぶことが出来ます。そういう健常者では当たり前の行為を、視覚障害者はネットを通じて初めて可能となり、自立することができるようになります。そのことを十分にご理解ください。

参考として、視覚障害者の意見をまとめたものを添付します。

住所：広島県広島市中区塙町2-1-3-301

団体名：広島市視覚障害者情報支援センター

代表者名：志摩、撤郎

連絡先：082-232-6263

メール：info@vic.jpn.org

サイト：<http://vic.jpn.org/>

視覚障害者からの意見

- ユーザーに正確な情報を伝えることが問題なので、対面である必要はないと思う。むしろ対面の方が情報を得にくい人もいる。
- 店舗の場合は人次第ということになるが、ネットではサイト毎に評価できるので、管理も店舗より簡単だと思う。一律の規制ではなく、サイト毎に薬局としての許可をすべきだと思う。
- 聴覚障害者にとっては対面販売よりも文字で情報が見えるネット販売の方がいい。
- 視覚障害者にとっても自分で商品を選べるネット販売の方がいい。
- 規制するにしても通信販売なら顧客からの質問に薬剤師が応じるようにする、というような規制にすべき。
- 視覚障害者でも点字の読めない人は増えているのに、店頭での視覚障害者対策は点字一筋のために、自由に商品を選べない。
- 薬の情報は薬局ではなく、ネットで調べている。その方がずっと便利です。
- サイトによってはメールや電話などで気軽に問い合わせができるような配慮がなされているので、店頭販売より情報が得やすい。
- 店頭では説明してもらいたいにくい細かい部分などはネット販売の方が情報を得やすい。
- 頭の薬剤師さんの説明で十分理解できなくてもネットならいつでも確認できる。説明書は読めない。
- 店頭販売のみになると、商品の表示が見えないので、店員が薦めてくれるものしか買えなくなる。大手ドラッグストアなどは利益率の高い商品はありません。
- 公的ガイドヘルパーは月に利用できる時間数に限りがあり、ネット販売がなくなると困る。
- ネット販売の“方が”安全、便利、快適な人間もいることを分かってほしいです。
- ネット販売を悪用する利用者や販売業者を十分に取り締まらずに、その対処法としてネット販売を切り捨て、我々のような視覚障害者も切り捨てるのは、ネット販売を行っていない既得権益者の利益代表の行為に見えて、疑念を抱いてしまう。
- 道具が悪いのではなくて、使う人、悪用する人が悪いことを誤魔化しているのではないか。そのために、視覚障害者の自立を脅かすことは納得できない。

2009年4月15日

外添 要一 厚生労働大臣殿
医薬品新販売制度の円滑施行に関する検討会 委員の皆様

一般用医薬品の通信販売の継続を求める要望書

NPO 法人フローレンス
代表理事 駒崎弘樹

NPO 法人フローレンスは、子育てと仕事そして自己実現の全てに誰もが挑戦できる、しなやかで躍動的な社会を実現したいとの思いから、働く親御さんなどを悩ましている「病児保育問題」を解決するために設立されました。保育園で預かってもらえない熱をだした子どもを、安心して預けられる場所が圧倒的に少ないというこの問題に対して、補助金などに頼らない、地域密着型の病児保育サービスを開設しております。

私たちのサービスを利用されている親御さんたちから、今回の医薬品の通信販売規制に関して、非常に切実な声が寄せられております。下記にその一部をご紹介いたします。多くの親御さんが限られた時間をやりくりして、子育てと仕事の両立をはかれています。たとえ近くに薬局があっても、薬局が開いている時間にじっくりと薬を選ぶ時間がとれない方も多く、また妊娠中や授乳中の方は子供への影響を考えて、自分が服用する医薬品についても非常に慎重にお選びになり、少しでも影響の少ない、自分にあったものを選ぼうとインターネットなどで医薬品を選ばれる方が多いようです。

ワーク・ライフ・バランスを求める親御さんが仕事しながら子育てがしやすいように、そして、自分のことは後回しになりがちな忙しい親御さんの健康のためにも、安全性が確保できる方法を模索した上で、医薬品の通信販売を継続できるよう、必要な措置を講じることを要望いたします。

記

私は現在、■■■に住む4歳と10ヶ月の子をもつ親です。目を離せない小さな子どもを2人もかかえており、何事も子ども中心の毎日を過ごしています。

さて、医薬品のネット販売が禁止されるということですが、ネットで医薬品を購入している私にとって重要な関心事項です。私は、家から15分圏内に薬局はあるものの、ネットで常備薬を購入しています。子どもの薬というより、長年悩まされている自分の偏頭痛を癒すための薬です。子供が病気の際には近くに病院もありますので、子供のための市販薬を購入することはほとんどありませんが、後回しになりがちな自分の持病を癒すために市販薬を購入することがあります。近くの薬局で購入すればよいではないかとおっしゃる方もいらっしゃるでしょう。残念ながらその薬局店内は狭く、ベビーカーを押して店内を歩くことができないので下の子をベビーカーからおろして抱っこしながらの買い物をしなくてはならないのです。その一方で、上の子は何にでも興味をもつ年頃なので、べたべたと商品を触ってしまったり、奇声をあげたりと、目が離せないです。何か質問をしたくても、説明を受けたとしても、このように子供が気になつて話に集中できません。そんな私にとって、薬局は近くても、そこで購入することは非常に不便であり、また、対面であることのメリットを感じたことはありませんでした。

さて、検討会の議論を拝見しますと、私たち消費者が無知だから薬剤師がいちいち対面で関与しないと事故が起こると懸念されているようですが、子育て中の主婦にとっては、自分が摂取した医薬品によって、子供に何らかの影響がでてしまう可能性があることは周知の事実です。自分の体調のこと、乳幼児への影響となれば、自分が一番心配しており、日々気をつけているものです。

そもそもは授乳中なので、できるだけ薬を飲まずに我慢するようにしています。それでも痛いものは痛い、かゆいものはかゆいのです。少しでもリスクがあるとわかれれば服用は避けます。大丈夫だと書いてあっても、授乳中でも問題のない市販薬の情報を医師や薬剤師から教えてもらいうながら、少しでも自分にあった薬などで直したいと考えるものです。だからインターネットでじっくりと探しのものです。私の場合は頭痛薬でした。子どもが寝ている合間に見計らって、インターネットで予め詳細に書かれた禁忌事項などを熟読して、子供に影響がないことを確認してから購入することができます。私たちのように何事も子ども優先となってしまい、スケジュールどおりに物事が進まない生活を過ごすことが多いものです。例えば私の場合、現在子どもがならし保育中で、熱を出して午前中に迎えにいったり戻ったりと、まさに自分の思い通りにならない毎日です。そんな状況で24時間都合のよいときにじっくり買い物できるということは非常にありがたいのです。

主婦仲間の中には子供がアトピーで悩んでいるお母さんがいます。かゆがる子供を見るたびに代わるものなら代わってやりたいと日々心を痛め、名医と聞けばわざわざ遠くまで薬をもつかむ思いで診察にいくそうです。それでも改善がみられず悩んでいたところ、インターネットでみつけた市販薬にめぐりあってよくなつたのだそうです。子供に何かあればあらゆる手段を使って直してあげたいと考えるのが母親ではないでしょうか。そんなことさえもできなくなってしまう規制であることに憤りを感じます。

間もなく育児休暇を終えて職場に復帰すると、ますます限られた時間をやりくりしなければならなくなります。本当に二人の子供を抱えてやっていけるのかどうか、国は本当に少子化問題に対して危機感をもっているのか疑問に思ってしまいます。どこにでもいる、子育てをしながら働く女性を代表して、医薬品の通信販売継続を切に求めます。

以上